

令和 2 年 1 2 月佐川町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 令和 2 年 1 2 月 7 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 2 年 1 2 月 7 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 2 年 1 2 月 7 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和2年12月7日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程第 1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 点目に、行政手続きのデジタル化の取り組みと SNS の取り組みの現状について、お伺いいたします。

9 月に発足いたしました菅内閣の目玉政策の一つが皆さんも御存じの、行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設を伴う本格的なデジタルトランスフォーメーション、いわゆる DX と呼ばれてるものへの転換であります。これらの取り組みは、今回の新型コロナ禍で露呈した行政手続きの遅さなどに対応するもので、一人当たり 10 万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自治体が振り込み口座を確認する作業に多大な時間を要したことで給付が立ちおくれる一因となったことは記憶に新しいところであります。ICT やデータの活用は先進諸国に大きく溝をあけられており、特におくれが目立つのは行政のデジタル化だと指摘をされております。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続きは、全国平均でわずか 7 % 程度との報道もあります。

なかなか、この新型コロナウイルス感染症の拡大の勢いが収まらない、今、高知県でも連日 2 桁の感染が報告されておりますが、こういった中で決してうれしくない言葉であります。ウィズコロナという考え方のもと、新たな日常をつくり出していかなければならない状況でございます。そういった点からも、対面での手続きや紙ベースでの手続きから、デジタル化とオンライン手続きへと移行できるものは移行させていく取り組みは必然になりつつあると言えます。

本町においても、国に歩調を合わせて、行政手続きのオンライン化の推進と今後、DX に取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと

考えております。国の主導する本格的な取り組みを待って、システムも統一・標準化されてから、その後に、本町の対応を検討しようというのではなく、住民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用してできることから、先んじて実行することが重要な点ではないかと考えております。

そういったことを踏まえた上で、具体的に質問をさせていただきます。町長初め担当課長の皆さんは御存じだとは思いますが、今からすぐにでも実現可能な行政手続きのオンライン化、それがマイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用であります。これには自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。菅政権も行政のデジタル化を進める重要な手段としてこのマイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向けて健康保険証、運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指していることは皆さんも御存じのところであります。

この「ぴったりサービス」は各自治体の手続き検索、内容確認と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申し込み、妊娠の届け出など幅広い行政手続きをパソコンやスマホから申請ができます。

そこでまず、このマイナポータル・ぴったりサービスのご認識をお伺いをいたします。本町において、このマイナポータル・ぴったりサービスを活用されておられるかどうか。また、活用している場合はメニューの中から何と何を活用し、今後、追加を検討しておられるのか、具体的にお示しをいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今、御質問にありましたマイナンバーカードを活用したぴったりサービス、こちらのほうにつきましては御質問の中でありましたように、内閣府番号制度担当室が運営しているサイトということでありまして、地方公共団体が提供している行政サービスの検索、オンライン申請ができるサービスということで、子育て分野を中心に提供されておるという現状でございます。佐川町のほうにおきましては、現在このサイトに子育て分野を中心に16の届け出に関する情報提供を行っておるという状況になっております。そのうち4つにつきましては、ウェブ上で必要事項を入力していただいた申請書を印刷できる状況になっておるというところでございます。

ます。

どのようなものかということで一例を上げて御説明をさせていただきたいと思います。

妊娠出産ということで、母子健康手帳の交付でありますとか、妊娠の届け出、あるいは児童手当等の現況届、未支払の児童手当等の請求、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の申し出、受給事由消滅の届け出、これ児童手当でありますけれど、あと同じく児童手当で氏名変更・住所変更等の届け出、また同じく児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、また児童手当で受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の変更等の申し出、あと児童手当等の額の改訂の請求及び届け出、あと児童手当等に係る寄附の申し出、児童手当等に係る寄附変更等の申し出、あと保育のほうで支給認定の申請、保育施設等の利用申込、保育施設等の現況届け出などがこのサイトのほうに情報提供行っております。

ただ、このうちの4つがありまして、先ほど言いました受給事由消滅の届け出、児童手当の氏名変更・住所変更等の届け出、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、あと児童手当等の額の改訂の請求及び届け出、今言うた4つは印刷のほうはウェブ上で必要な事項を入力していただいた申請書を印刷できる状況にあると。今現在の状況はこのような状況ということになっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

はい。本町では情報提供を16、そのうち4つができると。入力をしてということは今御報告がありましたが、私もどこまでできるかこのぴったりサービスに入って佐川町で検索をしてみました。で、この4つについては情報をパソコンで入力をできますが、提出は窓口へ行かなければならない。だからある意味オンラインにはなっていないということであると思います。

この内閣官房IT総合戦略室の番号制度推進室によりますと、「ぴったりサービス」の中で児童手当、今、総務課長からもお話をいただきましたが、あと保育、ひとり親支援、母子保健など「子育てワンストップサービス」の電子申請対応状況は今年の6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで、全体の75.3%とのことであります。一方、「介護ワンストップサービス」の対応状況は同じ時点で83の地方公共団体、9.6%。「被災者支援ワンストップサービス」は33の

団体、2.2%にとどまっているということでもあります。

ちなみに高知県における、このぴったりサービスの対応状況は、今年の6月30日時点で、5市町村、14.7%であります。これは全国でも当然そうですが、四国内でも最下位でありまして、徳島県は95.8%、人口カバー率は99.1%ということで、これを見ればいかに佐川町というよりかは、高知県全体がおくれているということがわかると思います。

県内で対応している自治体の中で、高知市では児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当の現況届、先ほど総務課長が言われた、そういったものを含む9項目で電子申請に対応しております。また、このぴったりサービスに対応している自治体の中には、国が指定する手続き15種類に加え、児童クラブの入会申請、子ども医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得等、自治体の判断で新たに23項目にわたるさまざまな分野を追加してオンライン申請を可能にしているところもございます。

ぜひ、本町におきましてもこのマイナポータル・ぴったりサービスを積極的に活用して、行政のデジタル化への取り組みを一步進めただけだと思います。オンラインで申請ができるというところへ一步進んでいただきたいと思いますと思いますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほど松浦議員がおっしゃられましたとおり、4つの部分についてウェブ上で必要事項を入力していただいたというお話をさせてもらいました。これはおっしゃるとおり申請書を印刷できるという状況でありまして、現時点でこのぴったりサービスを活用してオンライン上で申請手続きが完了できる行政手続きというのは現在のところ佐川町のほうにはございません。

このことにつきましては今後このぴったりサービス等の活用を通じまして、関係課とかも協議いたしまして申請が進んでいくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

ぜひ、このオンラインで申請するというのが、それがなかなか不得手な方、また不得手な世代の方もおられます。全てがこのオンラインでできるということにはならないかもわかりませんが、これ

に対応できる方、また、できる範囲でこのオンラインに移行していくというその選択肢を増やすということは、非常にこれから大事なことでありますので、よろしくお願いします。

次に、もう1点、このデジタル化を進めていく上で欠かせないツールがマイナンバーカードであります。このマイナンバーカードの普及については、議会において何度も取り上げてきたところであります。

県内では今年の2月、大豊町、土佐町、仁淀川町の3町がマイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストアの端末から住民票の写しと印鑑登録証明書を交付するサービスを始めております。その他にも南国市や香南市でも始まっており、県内においても少しずつ広がりを見せております。この取り組みはマイナンバーカードの必要性を感じていただき、普及にも大きな役割を果たすとともに、最大のメリットは住民サービスの向上につながる点であります。

本町においては既に町税などをコンビニエンスストアで納付できるサービスも行っております。そういった観点からも次はコンビニでの証明書の交付へと進めていただければと思います。昨年の11月1日現在で、本町のマイナンバーカードの普及率は7.4%でありました。そこで、マイナンバーカードの現在の普及率と今、言いましたコンビニエンスで証明書を発行できるこの取り組みへのお考えをお聞きをしたいと思っております。

町民課長（和田強君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの普及率についてですが、マイナンバーカードにつきましては11月22日現在で、佐川町が12.4%、交付者数にして1,572名ということになっております。

続きまして、マイナンバーカードを活用しましたコンビニでの住民票、印鑑登録証明書等の交付について答えさせていただきます。住民票と印鑑登録証のコンビニ交付を導入を行うためには、地方公共団体情報システム機構のシステムを利用した場合で、システム改修費用が、役場側のシステム改修費用が600万、ほか年間約370万円の運用費用が必要となっております。住民票や印鑑登録証明書は頻繁に必要な方っていうのは多くはないと思われますため、コスト面だけで見れば導入は困難かと思われます。

しかし、県内 34 団体のうちに先ほど議員の言われました団体に加えてですね、全部で 8 団体が導入するもしくは準備中ということになっておりまして、コンビニでの交付が可能となれば、役場時間外に町内外を問わず最寄りのコンビニで交付手続きが可能となることで住民の利便性は大きく向上することから、近い将来コンビニ交付が一般的になることが予想されます。また、そうすることでマイナンバーカードの交付率も伸びていくと思われれます。

住民票と印鑑登録証明書のみの取り扱いであれば、地方公共団体情報システム機構のシステムを利用することで、比較的に容易に導入を図ることができると考えられますが、改めて先行導入団体の運用状況を調査するなど、導入に向けて前向きに検討を進めていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい。先ほど申し上げましたこの今、町税等コンビニエンスで納付ができるということをしていただいておりますが、これもう自分自身でも忘れるくらいはるか前に、何年も前に今堀見町長がなられる以前のときに提案をしたことが議会でありました。

そのときはコンビニエンスへのいわゆる手数料がかかるということで前向きな答弁ではありませんでしたが、堀見町長に替わってこの住民サービス向上という意味でコンビニエンスの納付の導入していただいて、喜んでおられる声もお聞きをします。ですから、今から考えると同じやるならもう少し早くやっていたらよかったかなと思いますので、今、前向きな御答弁もいただきましたのでできるだけ早めに導入をしていただけるよう取り組んでいただければと思います。

で、もう 1 点、デジタル化の取り組みとして有効的なものがタブレットの活用であります。今年度、議会において予算化をして導入へ向けて準備を進めていたところではありますが、このコロナ禍の影響から実施は来年度へ延ばさざるを得ない状況のようであります。ぜひこのタブレットの導入につきまして、議会だけの取り組みという観点ではなく、執行部におかれましては協力をしていただいて、積極的導入へ取り組んでいただければと思っております。

この取り組みと合わせて今日お聞きした以外で、役場としてデジタル化の取り組みを考えていることなどがあれば合わせてお考えをお聞きしたいと思っております。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。役場として考えておるということで、今現在、先ほど松浦議員の御質問にもありましたように、議会のペーパーレス化に向けて導入が見込まれておりますタブレット、こちらのほうにつきましては執行部のほうも合わせて一緒に導入するということになっておりますので、そのタブレットとかの連携によりまして議会の皆様と何かできるのではないかとということも考えております。

また、このコロナ禍の部分につきまして、テレワークとかウェブ会議とかそういうことは活用が非常にされております。それにつきましても町の独自というわけではございませんけど、テレワークとかウェブ会議活用に向けた環境整備、こちらのほうも本年度実施することとしております。

主なデジタル化というのはこのような内容ということになっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

この議会のペーパーレス化ということで、当初このタブレットということが始まりましたが、今こういうコロナ禍の中で現状を考えたときに単なるそういうことだけではなくて、行政のデジタル化、オンライン、さまざまができることはオンライン申請なりオンラインでやろうという流れの中では行政の中で議会、また執行部等がペーパーレスでこのタブレットでオンラインでやり取りをしていく。現場でも現場にこのタブレットをもって行って職員の皆さんも活用していくということはそのうち必然性が出てくるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、SNSの取り組みの現状についてお伺いいたします。

いわゆるT w i t t e r、F a c e b o o k、L I N E等を総称してSNSと呼ぶわけではありますが、この取り組みにつきましても議会におきまして何度となくお聞きをしているところであります。3月の定例会におきましてもお聞きをしておりましたが、その折りの答弁では、7月からの運用を目標にL I N Eをスタートさせたいというものでありました。このL I N Eの活用につきましては、昨年の3月定例会におきまして、情報収集という観点からスマートフォンアプリのL I N Eを活用して、道路や公園の不具合に関する通報システムの導入を提案をしておりました。そういった取り組みも

あわせてスタートさせるとの内容であったと思います。

現状、このLINEの取り組みがどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

情報発信アプリLINEの取り組みについて御説明をさせていただきます。この取り組みにつきましては先ほどおっしゃられたとおり、7月に運用開始するという予定で答弁をしておりました。が、現在、運用の開始予定は年明け1月を予定をしております。既にLINEの公式アカウントは取得をしておしまして、アプリ内の構成をほぼ完成しているという状況になっております。

新年1月の広報にLINEの発信を始めることの情報を掲載させていただいて皆さんに公開をして運用を開始したいと考えております。予定をしている仕様につきましては、情報を発信する機能、それから住民の皆さんから情報の受付をする機能を準備をしたいと考えております。

情報発信につきましては町の広報やぐるぐるバス、それから観光情報を登録いただいてる方に発信をするというもので、受付をする機能につきましては道路や、それから公園施設などの危険箇所の情報をご提供いただくということもできるということを考えたいと思います。それで、年内は役場内で運用を開始することに向けて12月、それから定例庁議において実際に庁議のメンバーの皆さんにも使用をしていただきながら説明の機会を設けます。その上で取り組みを進めたいと考えているところです。

それから、これ以外にLINEの取り組みとしましては、この取り組みと並行しまして現在実施中ですが、防災行政無線、これの更新に合わせまして令和3年度末をめどに防災行政無線と連動しました情報発信の取り組みも検討中となっております。

現在、防災行政無線につきましては同報系、それから個別受信機による音声発信、これと合わせてメール発信を実施をしておりますが、今回の防災行政無線の更新に合わせまして、防災アプリを導入することとしております。この防災アプリにつきましてはLINEを含めこれも検討しているところでございますが、佐川町の情報発信アプリ、LINEとした場合これと連動した仕組みづくりも検討

を含め、今、総務課において作業を具体的に進めているところでございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

はい。明年1月ということで少し予定はおくれましたが、取り組みを今、進めていただいているということで、ちょっとどこであったか忘れましたが、県内で確かこういうLINEを使った通報システムを立ち上げたところがあったかのように思います。それで、これちょっとうろ覚えですが確かその新聞で見たときに「あ、先を越されたな」と思ったのが、思いがあるので、どこか既に取り組んでいると思いますが、1月、スムーズにスタートできるように取り組みをお願いしたいと思います。

で、もう1点、3月定例会において、Twitterもあわせて検討すべきだと提案をしておりました。このTwitterの取り組みにつきましては、これも何度も提案をさせていただいております。それは情報を広く拡散させるには一番有効なツールであるからであります。

ただ、今すぐにでもこのTwitter、取り組めるものだと思いますが、なかなか取り組んでいただけておりませんが、先ほど申し上げましたTwitter、Facebook、そして今度町が取り組むLINE、このSNSは三者三様それぞれの特色があり、有効性や目的が違います。ぜひ、その点を理解をしていただいて、もうそろそろこのTwitter、ほぼ予算がかからないと言わせていただきたいと思いますと思いますが、そういったものでありますので、取り組んでいただければと思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。SNSの活用につきましては松浦議員おっしゃられるとおりいろいろな拡散機能があるということですが、この活用につきまして、高知新聞が独自にアンケートを行っておりまして、本年9月に掲載されております。

この記事によりますと、県内34市町村のうち代表的な3つのSNS、TwitterとFacebookとInstagram、これをいずれかのアカウントを導入しているというのが26市町村、それから3つ全てを導入しているというのが高知市、それから越知町含む8つの市町村となっているようです。現在の佐川町におきましては

リニューアルをしましたホームページをメインとしまして、アプリでいうとF a c e b o o k、それからI n s t a g r a m、あとは動画投稿サイトY o u T u b eなどで情報発信を行っております。

この情報発信をするということですが、この高知新聞の中での記事でもありましたが、いずれの情報発信機能を佐川町で利用するにしても、毎日のように投稿するということは担当する職員のほかの業務のこと、それからネタ探しの悩みなど必要な労力が今なかなか不足してる状況にあると感じております。本年度、先ほど御説明をさせてもらいました通信アプリ、L I N Eですけども、これを導入しまして、皆さんに情報発信することを第一に進めたいと考えております。来年度、情報発信する役場内の仕組みにも力を再度入れながら、まじめにおもしろく取り組みたいと考えております。

あと、S N Sにつきましては佐川観光協会でありますとか、仁淀ブルー観光協議会、これと連携をするということが非常に重要だと考えております。それぞれの機関が3つのS N Sを運用しております。さらにY o u T u b eなども発信をしております。町の今現在発信で不足しているところも補っていただきながら、総合的にプロモーションをしていきたいと考えております。

まず、今年はL I N Eを導入しまして、来年度また進めたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、まじめにおもしろくT w i t t e r も取り組んでいただければと思いますが、どうも特性があまり理解されてないのかなというふうに何度も思います。

で、これ今までも何回もここで言わせていただいていたのであれですが、例えば、このT w i t t e r、災害時に非常に威力を発揮します。今ここで物資が不足している、今ここで閉じ込められている、そういったものをT w i t t e r で発信して、現に命が助かった、そして物資が搬送されたという例が熊本地震のときもそうですが、たくさんございます。そういったことがこのL I N Eではできないわけです。先ほど言ったように。三者三様。で、L I N Eと既につながっている人からは情報提供がきます。だけど、つながっていない人たちにも広げるという意味ではT w i t t e r にまさるものはないと思います。

で、ただ、反面、熊本地震のときもそうでしたが、市内に動物園か

らライオンとかトラが逃げたと、そういう誤った情報が流される危険性もあるわけです。ですから逆に公式の佐川町なり佐川町長からの発信として、公式のマークがついたT w i t t e rから現状は今こうですということをそういうときにリアルタイムで発信をしていくと。から、日常的に毎日職員の方に投稿してくださいというところまでは言いませんが、それぞれの特色をもっているなのでその状況状況に合わせて活用できるようにアカウントを取得をし、適度に発信をするようにしていただければというふうに思いますので、もう答弁は求めませんが、もう一度、そんなにL I N Eを取り組んでいるのでT w i t t e rは、とりあえず先にL I N Eっていうそんなに考えなければならない難しい取り組みではないので、これは。個人的に今からでもT w i t t e rアカウント取れるので、スピード感をもってやっていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、このコロナ禍において今まで当たり前とされてきたことを変えざるを得ない状況であります。で、本日お聞きはしませんでした。が、今、中央省庁は強力に河野大臣を中心に推進をしている行政手続きの押印の廃止、それもそのひとつでありますし、デジタル化の取り組みもそのひとつであります。住民サービスの向上とのバランスを図りながら今後さらに進めて行かねばならないと思っておりますので、ぜひ、今一度言いますが、スピード感をもって、これが済まないといけないというボリュームのものであるなら私もそこまで言いませんが、こんなのは平行していつでもできる取り組みなので、ぜひ、今日でも検討していただいて、考えていただければと思いますのでお願いします。

それでは、次に2点目に防災対策について伺いいたします。

具体的には防災リーダーの育成の取り組みと防災士増加へ向けての取り組みということで、これについては3月定例会に引き続いてお聞きしたいと思います。3月定例会においては防災士とはどういうものかその必要性についてお話をさせていただき、防災リーダー育成の観点から育成講習の受講、資格取得に対しての助成を行うべきとの観点から質問をさせていただきました。

前回もお話ししましたが、大事な点でありますので再度確認をさせていただきますと思います。本町が平成26年3月に策定をした佐川町地域防災計画には、地域の防災リーダーの育成として、「地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に研修を

実施する。また、県等が行う防災士育成講習や防災リーダー研修への積極的な参加を促進する」としております。この計画を実に行うためには、越知町や日高村が行っているような助成制度に取り組むことは何の不思議もないというふうに思っております。そこでまず、現状をお聞きしたいと思いますが、本町の中で防災士の資格を持っておられる方が何名おられるのか、把握してる部分でしかお答えはできないと思いますが、お聞きをしたいと思います。3月に聞いた時点では総務課が把握をしている町内防災士の数は31名ということでしたが、総数のお答えでしたので、町内の自主防災組織、そして職員の皆さんも含め具体的にそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

で、もう1点、今年度の防災士養成講座の受講者数の申し込み数がわかれば合わせてお答えいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。防災士の人数でありますけれど、本年の10月末現在ということでお答えをさせていただきます。

佐川町内での防災士資格取得者は35名ということになっております。そのうち自主防災組織の代表者の方が5名、資格を取得していただいております。また、本年度の防災士の受講の申込は2名の方が申込をされております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

あとの30名が内訳が分かりませんが、職員の方は何名もたれてますか。それと合わせて、歴代も含めてですが、防災の担当者というのはこれを講習を受けるように資格の受講をするようになってるかどうか。また、今どれだけの方がもたれてるかもう一度お答えいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

すいません、ちょっとあの、職員の方がどの程度もっておるのかというのはちょっと手元にはないので、あとで御報告のほうさせていただきます。

あと、危機管理のほうの担当者につきましては防災士の研修のほうは受講しておるというふうに思っております。すいません、ちょっとそのあたりの詳細を確認してないので、確認してまた後で御報告をさせていただきます。

9番（松浦隆起君）

先ほど、本町の地域防災計画の中の住民を対象に研修を実施する、また、防災士育成講習、またリーダー研修の積極的な参加を促進するという部分について確認させていただきましたが、具体的にどのような取り組みをされているのか、またこの研修をどのような形で実施をしているのか、防災士講習への積極的な参加を促進する取り組み、具体的にどういうことで促進をしているのかお聞かせいただきたいと思います。これは前回もお聞きをしておりますが、再度確認をさせていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。防災リーダー育成の取り組みということで、全般的なところからお答えのほうさせていただきたいと思います。

これは前にも答弁のほうしたと思いますけれど、佐川町としては自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の理念のもとに、防災まちづくりサロンの開催とか資機材の整備、あと地域防災訓練への助成などを通じて自主防災組織の育成に努めておることが基本にあります。ただ、こういうような自主防災組織につきましても防災まちづくりサロンとか自主的に運営できるように取り組んでおりましたけれど、その点につきましてはまだまだ十分ではないというふうな認識はしております。

今後につきましても防災まちづくりサロン、こういうことを中心に住民の皆様お一人お一人が自分事として身を守る対策を考えていただく自助、また、それぞれの地域のほうでの助け合いである共助を中心として防災リーダーの育成に努めるとともに、防災力の向上を目指していきたいというふうに考えておるところであります。

あと、この防災士の資格の研修等につきましては自主防災組織とかいろんな媒体を使いまして、研修への参加を促しておるという状況ではございます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

先ほどお聞きをしますと、この防災士の資格、自主防災組織の方、代表は5名ということで、この自主防災組織の数から言えば、本当に少ない。積極的な参加の促しがどうなっているのかなという、思う数字でございます。で、今、総務課長からもありましたが、前回、「自主防にこういう講習がありますということで、連絡をさせていただいてるのが町の取り組みであります」というふうに町長から答弁をいただきましたが、ただ、これをもってこの地域防災計画に書

いてるように積極的な参加を促進する取り組みというのは私は言えないというふうに思います。私の地元の自主防災組織を立ち上げさせていただいて、私が代表をさせていただいてますが、ですので私のもとにも来ました。こういう県の書類と一緒に養成講座で、これには高知県防災士養成講座の御案内についてと書いてあります。これはここに書いてあるように単なる案内文です。で、これをもって積極的促進を行っているとはとても言えないと思います。このほかに何か自主防に働きかけがあったかといえ、私のもとにはないので、ないのだと思います。

で、積極的促進というのであれば、例えば各自主防災組織から受講申込をする方が、今年度は何名いるのか。そういうフィードバックをしてもらう。そういうことをすることで、「あ、1人でもつくろう」という意識に私はつながってくるのではないかなと。

で、そこで少し角度を変えてお聞きをしたいと思いますが、町長と担当課長はこの高知県防災士養成講座を受講するにあたって、受講者がどのような手続きと準備をしなければならないかその内容等についてどこまで御存じなのか、それぞれお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災士の資格を取得するに当たっての、細かい手順と言いますか、どのような内容で受講して試験を受けて防災士の資格が取れるということにつきまして、詳細は私のほうは把握をしておりません。以上です。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。すいません、具体的なその詳細な手続きというものにつきましてちょっと今ここでお答えできるほどのものはもっておりません。すいません、具体的に手続きが何をどうしてということをやちょっと今お答えすることはできません。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

なぜこういうことをお聞きしたかと申しますと、この内容を御存じであれば、この紙1枚をもって積極的に参加しているということと言えないのではないかなと思ったからです。

今年度の高知県防災士養成講座が昨日、一昨日、土日の2日間の

日程で開催をされました。実は今回、私もこの防災士の養成講座を受講し、防災士の資格試験を受けてまいりました。F a c e b o o kに載せたところ、町長からいいねを押していただきましてありがとうございます。私の地元の自治会にも自主防災組織が立ち上がり、代表させていただいてるので、少しでも地域のお役に立てるならということで、思いから今回受験をさせていただきました。今回、自分自身が経験をしたことでなおさらこの助成制度、もっと言えばこの防災士の受講講座の必要性を実感をいたしました。

簡単に試験までの流れを紹介したいと思います。

これが先ほどお聞きをした手続きと準備ということですが、まず、申し込みを郵送、F a x 等で行います。その後、この受講講座はあくまでも高知県が行っているものであります。ですので、県知事から受講決定通知というのがテキスト一式送られてきます。今、ここに置いてあるのがそうですが、こういう厚い防災士教本というものの一式が送られてまいります。で、次に試験受験料の3千円を振り込み、手続きは以上となります。

次に準備ですが、1つは普通救命講習の受講であります。防災士認定登録時より5年以内の修了証を持っていれば、その添付でかまわないわけですが、5年以上もしくは5年以上前に受けていたり、一度も受講したことがない方は普通救命講習を受講しなければなりません。私も10年以上前の修了証でしたので、今回改めて広域町村事務組合の消防本部で受講をさせていただきました。ちなみに当日、職員の方がおっしゃるにはこの管内での受講者は松浦さんだけですよというお話でした。もう1点、当日までにやらなければならないことですが、履修確認レポートの提出であります。これぐらいの厚さのものですが、これを当日までにこのレポートを仕上げて提出をしなければなりません、これ結構ボリュームがありまして、今見せました防災士教本を読んだ上で、440ほどの空欄に適切な言葉を書き入れ、レポートを仕上げると。で、これを提出しなければ当日試験を受けることができないということです。

以上、これらの手続きと準備をした上で、当日は2日間、朝9時30分から5時10分まで講習を受け、2日目の最終、5時半ごろから試験ということになります。で、試験に合格をした場合、認証登録手続きの5千円を振り込んで防災士認証状が送付をされてきて晴れて防災士となると。

今、ざっと流れをお話ししましたが、今回、自分自身が受講者となって感じたことは、まず、「大変だな」ということであります。で、町民の方がお金と時間を費やして地域の防災力向上のため、また、自分自身のためではあると思いますが、防災士の資格取得に取り組んでくださるということは大変なことだと思いました。また、実際に受講してみて自宅でこのレポートの作成に取り組んでいるところから、防災への思いというのも知識を得るのと同時に感じました。そういった点からも地域の防災リーダーの育成には欠かせないものではないかと、強く感じております。

実はこの質問については一度原稿をつくっておりました。いろんな角度からお話をする。ただ、昨日、一昨日と講習を受けて、強く感じたことがありましたので、夕べ7時半ごろ帰ってきてからこの原稿をつくり直しました。

前回、質問した折に町長はこう言われました。「ただ、この防災士という資格を取ることが目的になってしまいやしないかというふうに心配をしております」と。しかし、今回、自分が受講してみて、それは全く違うなということを感じました。この2日間の講座の内容は実に本当に勉強になりました。災害について、防災について、また、地震や風水害、火災等の基礎知識から始まり、南海トラフ地震についての考察、また、自主防災組織について、そして避難所運営についての具体的な話など、知っているつもりで知らなかった、まさに目からうろこのような内容もたくさんありました。

初日には皆様もよく御存じの岡村教授の講演、講演というか講習ですね、2時間の。で、昨日も防災専門の方の2時間の講習も含めてございました。まさにこの2日間の講座は自主防災組織の要として、そして地域の防災リーダーとして活動していくために必要なことを学ぶ研修会と呼ぶべき内容でありました。自主防災組織で活動していただく方は、特に中心者はぜひ受講すべきだと、実感をしました。確かに町長が言われるように、最後にはこの防災士資格の試験というのがありますから、合格すれば防災士という資格はついてきます。しかしそれ以上にこの2日間の講座に参加することの意義というのは大きなものがあると強く感じました。

昨日、一昨日、当日講師の方のお話では、自治体関係の職員の皆さん、それからマスメディア、某テレビ局のアナウンサーの方も2人ほど参加をされておりましたが、この防災士養成講座への助成と

いうのは資格を取ることを目的とする、また、資格を取ってもらうことを目的とするというものではなくて、皆さん職員の方が町が費用を出してさまざまな研修に参加をしておられるのと同様に地域の防災リーダーとして行政とともに協働して地域防災に取り組んでいただける地域の人材育成するための研修だと、そういう捉え方をさせていただくべきだとこれは強く感じました。

で、この防災士の育成講座でも言われておりましたが、この防災士というのは自助・共助の特に共助の要であると。そこに役場が公助をしていくというのは私は自然な流れではないかなと。前回、防災まちづくりサロンについて町長は「行政主導ではなくても、各自治会ごとに自主防災組織のリーダーの人たちが音頭をとって自走できる、自分たちでサロンを運営できるようになっていただくことがとても大切だというふうに考えております」と答弁をされておりました。この防災士養成講座を受講することによって町長が言われるように防災まちづくりサロンを運営できる中心的な存在になれるものというふうに考えております。

私も昨日、一昨日と受講しながら先ほどのテキスト以外にもそれぞれ講師の方の配られるこういう内容の別途書類が、テキストが配られます。で、これを持って今度地元で例えば防災サロンを自分が開く、町長が言われるように自走するとなったときにこれを使いながらこれを紹介しながら話をすれば、ある一定、防災についての意識の向上やまた、災害が起きたときに実際じゃあこの地元の人はどういうことをすればいいのか、日ごろから皆さんどういうことを心がけたらいいのか、そういうことが全部詰まった内容の2日間でありました。この2日間の講座はそれだけ充実したものでありました。防災士のこの養成講座に助成をすることがなぜ必要なのかということ为先ほども言いましたように、さまざまな角度から質問する原稿をつくっておりました。で、防災サロン、自走してもらいたいということについても若干もの申す内容もつくっておりましたが、それはやめました。で、そういうことを話をするよりも、この自主防災組織の中心者や地域の防災を担う方々にこの防災養成講座を受講すること、これがどれだけ大事なことから、そういうことを伝えるべきだと考えました。で、試験でありますから、防災士の合格不合格もありますし、防災士という資格は町長が言われるようについてくることは致し方ない。だけどそれは別にしてこの講座で自分が学べる

こと、それぞれ地域の皆さんがこの養成講座に参加をすることで感じるもの、学ぶもの、得る知識というのは多いと思います。

それはもう1点いうと、参加している方々がそういう防災力の、また地域の要であるとか会社関係から来ている方もたくさんおりましたから、そういう部分でもありますが、本当にまじめに受講しております。この朝から夕方までなので、普通ならちょっと普通の講習会とかあんなところ行くと、寝てる方が結構おりますが、私の見る限りでは寝てる方は一人もいない。しっかり聞いて、しっかりメモしながら、それは試験があるというプレッシャーもあってだと思いますが、本当にそういう雰囲気の中なので、いかに私たちの地域の防災を考えるか、自分の命をどう守るか、家族の命をどう守るか、地域の方の命をどう守るかということを考えた2日間なので非常に重要な内容でありました。

このことをぜひ、町長と執行部の皆さんには御理解をいただいて、防災士養成講座と資格取得への助成を行っていただきたいという思いから、率直なこの原稿に作り替えた上で、質問をさせていただきました。この資格を取ることに助成をするのはどうかという町長前回答弁もありましたが、先ほども言いましたが、この養成講座はあくまでも県が主催をし、県がその講習費用は5万何がしは全て県がもち、県の土木課の方や砂防課の方や危機管理課の県の職員の方が出てきて講習も具体的に行う。例えば耐震改修については「こういうことが今県では行われてます。各市町村ではこうなってます」という話も出てきます。ですから、連携をして町がそれに助成をして、取り組むというのは決して不思議な話じゃないと思いますので、ぜひ積極的にこの助成を行っていただいて、各地区に防災士が誕生するよう取り組みをしていただきたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。松浦議員のお考え、思いが本当によくわかりました。胸を打たれる思いです。と松浦議員の話をお聞きしておりました。また、Facebookにはいいねとさせていただきましたが、自ら行動をもって防災士の資格の取得、受講と大変な時間をかけてですね、学ぶその姿に本当にすばらしいなという思いを込めて、いいねもさせていただきました。

松浦議員の御提案のようにやはり自助公助の中、特に佐川町民がお互い様で助け合うその公助の部分が本当に大切だなというふうに私も思っております。防災士の資格取得の助成につきましては受講して資格を取った上でですね、自主防災組織へのかかわり方、また防災まちづくりサロンでこのような役割を担ってほしいということも含めて役場としての思い、役場として期待をすることもしっかりと伝えさせていただいて、要綱の中でも明確に書いた上で助成をしていきたいというふうに思っております。

本年度中にこの助成の要綱を整理をしまして、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、また、今後につきましても御助言、御指導いただければというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい。取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。この養成講座の中でも講師の方が何度となく言われておりましたが、特に市内等がそうかもわかりませんが、自主防災組織に入っている方が来ているというのが少ないのではないかなと逆に感じました。講習の中で先生たちが言われるのは、ぜひ防災士という資格を取られたあとは資格をもっているというだけなら意味がないので、ぜひ地域において自主防災組織に所属をしていただいて、各地域で防災力の要として活動していただきたいと、それが本当の目的であります。資格だけをとって「はい、終わり」ということはくれぐれもないようにというお話もございました。ぜひ、この助成制度を進めていただいて、各地区にこの防災士が誕生できるように、前回も言いましたが、益城町、大きな被害があった益城町でもこの各自主防災に防災士が誕生するようという取り組みをしているところでありますので、今後ともよろしく願いをいたします。

この点については以上で終わらせていただきます。

3 点目に通学カバンの重さの解消についてお伺いいたします。

具体的には、持ち帰る必要のない教科書を学校に置いていく「置き勉」等の取り組みについてお聞きいたします。この質問につきましても平成 30 年、12 月において一度質問をさせていただいております。ただ、教育長も次長も当時とは替わっておりますので、改めてお聞きしたいと思います。

「通学用の荷物が重すぎる」と、こういう声が各地の児童・生徒、保護者から上がっていることを受けて、文部科学省が全国の教育委

員会などに対し、一部の教材を教室に置いて帰るいわゆる置き勉強を認めるなどの対策を検討するよう通知をしたのが一昨年の9月であります。文科省からの事務連絡は「児童・生徒の携行品に係る配慮について」とのタイトルで通知をされており、児童・生徒の携行品にかかる工夫例なども示されております。

教科書協会が2017年に行った調査によりますと、小中学校の主要教科の平均的なページ数は、2002年に小学校は3,090ページ、中学校は2,711ページ。これに対し、脱ゆとり教育後は小学校が4,896ページ、中学校は4,182ページとそれぞれ1.5倍程度増えていることがわかりました。教科書研究センターのお話によりますと、現在の教科書は学習指導要領の内容が増えたことに加え、理解を深めるための図表なども増加し、15年程前の教科書に比べて大判化しているということでもあります。子供たちの通学荷物の重いことに関して、「副教材などが増えたことで学習の中心である教科書自体が重くなっているのは間違いない」と指摘されております。

前回、質問させていただいた折の当時の教育長のお話では、学校によって対応はそれぞれであり、学校同士で統一した指導を行っているところもあれば、担任に任せているところもあるとのこと、教育委員会として各学校に統一的な指導というものはしておりませんということでありました。そして、家庭学習と通学上の負担軽減が適切になされるように学校と協議し、学校と具体的に対応を考えていきたいというふうに考えたいということでありました。その後、教育長とお話をさせていただいたところ、各学校で適切に行ってもらえるよう各学校に対応を任せているというようなお話でありました。ただ、個人的にはやっぱり教育委員会が一定のルールを決めて発信をするべきだと感じておりました。

前回のときにもお話をしましたが、愛知県の犬山市というところでは、市民からの声を受けて教育委員会が全小中学校の校長にランドセルや通学カバンを軽くするよう求めましたが、当初は学校に教材を置いて帰る置き勉強を認めた学校はわずかでありました。その後、議員から議会で提案を受けまして、市教育委員会の教育長は打開策が必要と判断をし、教育長自ら全小中学校に足を運び、校長に対して児童・生徒の荷物軽減への協力を再度呼びかけ、具体的な対策を盛り込んだ教育委員会からの通達を各校長に発信をしました。その結果、荷物の重量が大きく減量したそうであります。各学校には佐

川町においてもそれぞれの考え方があると思います。校長先生には、校長先生の考え方、担任の先生には担任の先生の考え方。だからこそ、教育委員会が方向性を決めて、リードをしていくということが重要ではないかと考えます。

我が家にも小学2年生の娘がおります。ランドセルの重さを何回か量ってみました。一番重いときで5.8キログラムありました。このランドセルを背中に背負い、日によっては体操服や図書袋、水筒などを両手、首に提げ登下校をしております。1年生や2、3年生など特に低学年の体には負担がかかるというふうに思います。で、教科書と別に宿題、毎日の連絡帳と宿題だけを入れた袋がありますが、その袋だけで量ってみると1.5キログラムありました。それも含めてこの6キログラム近い荷物を小さな子供たちが背負って歩いていると。で、この通学荷物の重さは子供たちの身体にも影響が大きいとの指摘もあります。ただ、背骨がゆがむ側湾症が、まず、背骨がゆがむ側湾症が考えられ、さらに日常的に体への過度な負担がかかることで神経を圧迫し、ヘルニアの症状が出る可能性もあると言われております。また、膝や腰、股関節など下半身への影響も懸念をされており、体重60キログラムの場合、立っているだけで腰には36キログラムの負担がかかるとのデータもあり、子供は関節が未発達なため下半身の関節が変形する恐れもあると言われております。

娘の荷物を見る限り置き勉というものはしておらず、自宅で開かない教科書なども毎日持ち帰りをしております。この宿題用のテキストがありまして、それだけで宿題が済ませる内容になってるので、教科書を開くことはまずありません。こういった現状を見るといまだに各学校、各担任の先生によって対応が分かれているのではないかと思います。少しお話を聞くと、宿題で全てが済ませられるようになっているので教科書等は置いて帰ってかまわないという対応をしているというお話でしたが、現実には担任の先生の考え方によってそうではない、またそういうことを子供たちに言っていないこういう対応があると。まあ、悪いという意味ではないですよ。こういう対応があるということになっております。

今後は、今準備しているGIGAスクール構想により、児童一人一人がタブレットを使つての授業も始まってまいります。そうなればこの紙の教科書という物も今までのような扱いとは異なってくることも十分考えられます。そういうことを考えた時には、犬山市の

例のようにしっかりと教育委員会がいわゆる置き勉と言われる必要ではない物、教科書等を学校に置いて帰る、そういう方向性を出して各学校、各担任まで徹底をされるようにするべきではないかと思います。各学校長に任せて判断をするというのではなくて、佐川町の教育委員会としてこういう方向性をお願いをしたいと。それを各先生までしっかりと協力をしていただけるよう徹底をしてくださいと、そういう内容で通達を出すべきではないかというふうに思っております。以上の点について、教育委員会の御見解をお聞きしたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。いつも斗賀野小学校の前で子供たちの交通安全のために立っていただいております。本当に子供たちの様子を気がけてくださって感謝申し上げます。それと敬意を表しながら答弁させていただきます。

さて、町立小学校における子供たちの学校生活では小学校で国語算数などの教科書、これは御存じのとおりなんですけど、副読本などの書籍ノート類から始まり、算数の学習を補助する積み木やひご板などの算数セット、粘土セット、鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの学用品に加え、体操服や歯磨きセット、上履き、給食係にはエプロンと、多種多様な物が必要とされております。この中で教科書やノートなど家庭学習に必要な物や、体操服や夏の水着など衛生上の必要から日々持参し持ち帰る物の重量を学校へ問い合わせまして、現時点で複数量ってもらいました。で、ランドセルが1.2キログラムほどかかるそうです。これを含めまして1年生で3.2キログラムから3.5キログラム、4年生から3.6キログラムから4.2キログラム、6年生で2.8キログラムから4.7キログラムあります。また、週末には給食のエプロンや学習の成果品などかさばる荷物を持って帰っている様子もよく見かけます。

さて、中学校でも同様の状況に部活動の用品もありまして、各学年で日々持参し、持ち帰る物の重量は5キログラムほどとなっております。これらの値は平成30年12月議会で松浦議員から御質問の中で情報提供いただきました愛知県犬山市の事例で取り組みの結果改善した値に比較して、学年にもよりますがおおむね同程度かわずか少ない値となっております。

松浦議員の御助言もありまして、また、文部科学省からの平成30

年9月6日付事務連絡、児童生徒の携行品に係る配慮についても合わせて平成30年12月の校長会で打ち合わせをしまして、各小中学校では子供たちの通学の負担をできるだけ軽くするため、それぞれ年度当初に教員間で確認をし、家庭学習に支障のない物、重い物、かさばる物は学校管理とし、持ち帰る物と学校で管理する物とのリストをつくり、年々確認しながら子供たちが持参する学用品を減らすよう取り組んでおりますが、家庭学習や衛生管理などの必要性から教科書ほか一定の物品を持参し持ち帰らざるを得ない事情があり、現在の状況となっております。

また、先ほどお話のありましたように、どうも5.8キログラムに1.5キログラムというのはこれはちょっと話が違うなという感じがいたします。どうも学校の中での統一感が欠けておったのかなという疑念も出ますので、私のほうから再度これについては間もなく校長会もありますので、しっかり伝えて子供たちの負担をきちんと考えるように指導をいたします。

今後とも子供たちの負担が重くならないように、物を持って行くについては行事のことらもありますんで、行事のスリム化や最適なども合わせながら配慮をしていくように引き続き取り組んでまいります。その上で、学校教育の状況も議員御指摘のとおり、大きく変化してきておりますので、その動きの中からも子供たちの通学の負担が軽減され、効率的に学ぶことができるような取り組みを模索してまいります。ありがとうございました。

9 番（松浦隆起君）

今、教育長から実際に学校で調べていただいていたということがありましたが、子供たちの、子供のランドセルを見ると、教科書、持っていくのは教科書だけではないわけですね、各ノートそれぞれ。で、家で使わないノート等も持って帰ってきてるわけです。今、教育長言われたように、そういう、前回話をしたあと各学校でお話をしていただいたと、そういうルールをしているというお話でありましたが、実際に先生にお聞きをすると、校長先生の認識と各担任の先生の認識が揃っていないのかなというのを思いました。で、先ほども言いましたが、私が量った1.5キログラムのこれぐらいのA4が入るぐらいのファイルに、色鉛筆、連絡帳、それから宿題、算数、国語、書き取り帳などのものがワンセットで入ってます。それしか家では使わない。それ以外の教科書、またノートというのは置いてきても

支障がないというふうに思います。特に低学年であれば。

で、大きくなって5年生、6年生、また中学生になっていろんな試験に対応する、受験が近づく、そうすると置いて帰るっていうのはなかなか難しくなるかも分かりませんが、先ほど言われた例えば鍵盤ハーモニカ、これも毎回持ち帰りしている子供さんもあります。それは家で練習をしたいという思いで持ち帰りをされているのだと思いますが、持って帰らなくてもいいよということも学校側からお伝えするという必要ではないかと思います。

今2年生ですので、我が家は。1年生2年生とききましたが、この置き勉強というのは各家庭の親御さんにも理解をしていただかないと、教科書置いて帰るってどうって思うお父さんお母さんもおられると思います。ですが、少なくとも私の記憶では各学校からそういう理解を求めるとか、こういうふうにしておりますという内容のお知らせはいただいたことはありません。私の子供はどっちかというところちょっと体が大きめなのでそんなには思いませんが、1年生、2年生でも体が少し小さめのお子さんが、体が持っていけるような感じでランドセルを背負い、前へ水筒を抱え、その姿を毎日見ていると、できるだけ必要のないものは各学校に置いて帰ると。で、全国の学校の中では管理上、考えてロッカーを構えて、その中に荷物を置いて帰るっていうことをしているところもあります。それはそれぞれ教育委員会の考え方だと思いますが、先ほど言いましたようにこのGIGAスクール構想によってタブレットが出てくる。タブレットを持ち帰って学習するということも出てくるかと思います。タブレットで宿題をするということも出てくるかと思うので、なおさら一定のルールというものをもう一度改めて、各校長の意見も聞きながらあくまでも決めるのは教育委員会という形をお願いをしたいと思いますので、再度、答弁をいただいて、終わりたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

まさに、議員の御指摘のとおりだと思います。どうも、学校での統一感がないんじゃないかという疑念を先ほども申し上げたんですけどありますので、再度校長会でこれについては私が明確に指導をいたします。なお、その12月の校長会でそれを示しまして、1月2月にまた一覧表をお配りしてってなるかどうかは分かりませんが、どんなに遅くとも来年の始業のときには、うちの学校でこれは置いてちよいて管理するんですよというぐらいのことはちゃんとせん

といかんと思っております。

とにかく、当面、今のところこの重たい物をという状況があれば、これはすぐ改善をするように指導をいたします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、教育長からうちの学校ではという話がありましたが、そうなる
と差が出てくるので、教育委員会でガイドライン的な物を、こう
いうものは置いていって構わないと。当然、学校の判断も入ってく
ると思いますが、その一定の目に見えるルールをつくっていただい
て、これはまた学校によっても差があると思います。ある一定、そ
ういう形で置いて帰らせている学校もあるでしょうし、そうではな
い学校もあると思いますので、ぜひ子供たちの疲れて学校に行って、
勉強して疲れて重い荷物を抱えてまた帰ってくるっていう 1 年生の
子たちの姿を見ると、非常に、毎日そう思いながら見てるので、ぜ
ひ改善できるところは改善していただきたいということを申し上げ
まして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで 10 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。私は今、ちょっと脳梗
塞のリハビリ中でありまして、聞き取りにくい点があるかもわかり
ませんが、御許しをいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。我々議員
の任期もあと 10 カ月そこそことなっておりまして。私はこの 3 年
間、町民の皆様の普段から疑問に思っていることやつぶやきなどを
交えながらお尋ねをしてきたところですが、中には故意かどうかは
わかりませんが、答弁漏れやはぐらかしなどが多々あってお
ります。私は 1 から 10 まで言うて、詰めきらいでも警鐘を鳴らして

おけば、そのうち改善されるだろうと思っておりましたところ、なかなかそうもいきませんで、議会が終わると喉元すぎれば熱さ忘れると。また、町長からも特段の報告がないと。こういうことでは私も言っぱなし、聞きっぱなしということになり、面目が立ちません。

ここに過去の私の質問と答弁を記録した冊子がこれくらいあるわけではありますが、これから残り3回、今日を含めて4回になりますけれども、定例会のたび、全ての定例会で折に触れて質問の流れの中でこの答弁漏れなども改めてお尋ねをしていきますので、その都度、またかと思わないようお願いをいたしておきます。

それではまず、堀見町長の政治姿勢と行財政運営について過去7年間とこれからの取り組みについてお尋ねをしていきますが、堀見町長が就任した当時、このころを顧みますと人口は平成25年11月1日で1万3,798人、そして7年たった今は、男5,919人、女6,647人、計1万2,566人で1,232人減少しています。これからも減少を続け、20年くらいたてば約8千人、努力目標でも9千人くらいになるとシミュレーションされています。

高齢化率も今や39.3%になり、全国平均の28.9%を大きく上回っております。ちなみに、県の平均35.6%です。これを地域別に見てみますと、尾川53%、黒岩が48%、加茂40%、斗賀野38%、佐川が36%とこういうふうになっておりまして、間もなく40%の大台にのりそうです。

そして、堀見町長が独自のカラーを出して予算編成をし、執行した一般会計予算が6年間で約400億円です。これが大体人口と金のあらましであります。この前、私の仲間内の集まりがありまして、会話が弾むうちにある人が私に「おまん、議会広報見よったら町長の批判ばかりしゅみたいやが、ちったあ褒めちゃりや、この前、宮崎さんがたいて褒めちゃった言うじゃいか、町長もいろいろいい事業もやりゆろうがよ、それに、敵に塩を送るということがあるろう」と、まあ、こんなことでした。私は「別に敵と思うちゅうわけじゃないけど、皆がおかしい言うて言うきにほんで聞きゆけど、まあ、事業としてはいろいろやりゆうことはやりゆけどね」と「博報堂に委託してやった事業もあるし、また、ファシリテーターとかシティプロモーションとか、まあいろいろあるけどね」というと「なぜよそりゃあ、そんなもん知らん」と「ほんなら、キコリンジ

ヤーなら広報にも載りゆうき知っちゅうろうがよ」というとすぐさま「あれは国の失対事業じゃおがよ」と、こんなありさまです。私もよくもまあこんな言葉を知っちゃったもんじゃと思ったことでありましたが。

そこで、お尋ねをいたします。この7年間でこの人たちに胸を張れる町長独自の実績は何があるのか。まあ、あったかとか集落活動センター、こういったものは前町政からの延長のようなものでありますので、これは別にして御答弁願います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。

私も時には西森議員から「おまえ、ようやりゆなあ」と言うて褒めていただきたいなというふうに思うこともあります。ぜひ、西森議員に今後も「おまえようやった」と言っていたけように、これからも一生懸命職務に邁進してまいりたいと思いますので、また、引き続き御指導よろしく申し上げます。

7年間で私が取り組んできた内容ということで、集落活動センターとあったかふれあいセンターのことも説明しようかなというふうに思っていました、それは省いて少しだけ話をさせていただきますと、まず、なんといっても、住民の皆さんに御参加いただいて住民の皆さんにも意見を出していただいて、みんなでできるだけ多くの人にかかわっていただいてみんなでつくり上げた総合計画、これは平成26年度、27年度、2年間かけてつくりましたが、その総合計画をつくってさらにその計画の内容の実行に対して、しっかりとPDCA、計画・実行・確認・改善、これをしっかりと年度年度回して事業を実施してきたこと、これに尽きるかなと。まずは、この総合計画に基づいた、みんなでつくった総合計画に基づいた町づくりを行政と住民の皆さんが一緒になって取り組んできたこと、このことを上げたいなというふうに思います。

その中で、ファシリテーターの養成講座、これは一人の人の意見、大きな声で物事が決まっていくのではなくてですね、いろんな人の意見をみんなで受け止めて合意を図りながら何をしていくのか。地域づくりとしてそれぞれ地区に特性がある中で、何をしたらいいのか、何に取り組んだらいいのかということをみんなで考えて、みんなで決めて、みんなで実行しようというこのファシリテーターの研修もしながらですね、進めてきたことを上げたいなというふうに思

います。

あとは、佐川町の住民の方々から、特にお年寄りの方々から「なかなか買い物とか病院行くの困っちゃうよ」という話がありました。これまで、私が就任前も「バスを走らせて」という話は住民から上がっていたようですけども、なかなか取り組むのが難しい内容になります。佐川町内は黒岩観光バス、タクシー事業者、それぞれ公共交通を担っている事業者がある中で、自治体として公共交通、新しい公共交通、佐川ぐるぐるバスを走らせるというのはすごく難度の高いことだなというふうに思っていました、当時の総務課長もこれまで多くの住民の方からそういう声も寄せられているという中で「ぜひ、やりましょう」という声もあって、この取り組んだ佐川ぐるぐるバスの構築、これは佐川町として本当に困っている人たちに何か届けると、交通の手段、移動の足をつくるという意味ではしっかりなし遂げたことかなというふうに思います。

あと、先ほど西森議員から「キコリンジャーは国の失敗策だ」という話もありましたが、佐川町が取り組んでいる自伐型林業、小さな林業は全く失敗策ではありませんので、

（「失対」という声あり）

あ、失対。失対ではありませんので、議員の皆様、住民の皆様にも広くお知らせいただきたいなというふうに思います。

佐川町では地域おこし協力隊の制度を活用して国の特別交付税のお金を十分有効に活用して、町内の森林管理を進めていくという視点で自伐型林業の取り組みを進めてまいりました。着実に前に進んでいます。林業就業者も増えておりますし、佐川町で管理されてなかった山も、今は500ヘクタールを超える山が管理契約を結ばれて、しっかりと管理ができる体制ができつつあります。山の管理を進めると山の森林の多様性が高まります。また、災害に強い山にもなっていくというふうに私は思っております。これは、木がそれぞれ根を張って崩れにくい山をつくるという視点からも、やはり、人が植えた山は人が管理をしなければいけないということになってます。

この自伐型林業の取り組みを進める中で、地域おこし協力隊で移住してくれた人たちも、家族も含めて定住者がかなりの数います。卒業した地域おこし協力隊並びに家族も入れれば、現時点で卒業生の中では50人ほどの人たちが定住をしてくれております。そういった意味でこの佐川町が7年間取り組んできた自伐型林業の取り組み

は、国の一つのモデルとして自治体が新しい森林管理法、森林経営管理法の中で進める取り組みとしては、高知県佐川町の取り組みを一つ参考にしてくださいということで全国的なモデルにも取り上げていただけてますので、そういう意味では放置されている日本中の山をしっかりと管理をしていく、人の思いをくみ取って管理をしていく、仕事につなげていく、そういった取り組みとしては佐川町発の取り組みとしてしっかりと発信できるものではないかなというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、町長が胸を張れる実績ということで、総合計画、これは行政と住民が一緒になって練り上げた総合計画ということで、まあ評価はします。ぐるぐるバスというのはこれはもともと町長の公約になかって相手候補のほうの公約にあったわけですが、総務課長が住民がほしいよというようなことで始めたということですが、このバスについてはいろいろあるわけで、乗客の数、固定化された人も多いと思いますが、いろいろあるわけですが、これはさておいて、そして自伐型林業、これも胸張れる事業の一つということですが、町民のみんなからすれば佐川の山がようなりゆうというふうに実感をしている人っていうのは何人いるかなというふうに今思います。まだ、緒についたばかりやからそう目に見えんということであろうかと思いますが、まあ、それはそれでちょっと様子を見ていきたいと思います。

それで、町長から先ほど答弁がありました、町長が就任後すぐさま博報堂の寛啓介さんに頼んで、今、説明がありました町の総合計画などを作成したと思いますが、この博報堂関連、子会社もありますが、今まで委託した事業の総額、これは一体いくらくらいになっているのか、そしてその事業実績は。今、言われました総合計画以外にどんなものがあるのか、一体いくら使ってどれくらいの事業をして、どれくらいの実績があるのか、重立ったものでいいですから御説明願います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。平成 26 年以降でございますが、博報堂というところですが、委託した金額、26 年度から平成 31 年度までで合わせて 5,770 万円が博報堂と契約をさせていただいております。

具体的には、町長が先ほど言いました総合計画の策定業務が 26、27 年度。それから 27 年度にはあわせてものづくり大学運営委託料ということで博報堂に委託をしております。これは発明ラボの運営と管理のプロモーションで、それ以降は今、発明ラボがありますが、そこも含めたブランド構築というところで博報堂に 29 年度、30 年度と委託をしております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

ただいま担当課長から 26 年度から 31 年度まで、大体 5,770 万という御答弁がありました。これはものづくり、発明ラボなんかはその代表的なもんやというふうに答弁があったわけですが、この発明ラボ、まあこのラボいうのはこの前も言いましたように実験室、まあモルモットじゃないけど実験室、研究室とこういうような意味でありまして、その発明ラボ内でやっていることは承知していますし、中の機械も視察させてもらったことがあります。

で、この発明ラボの実績なんですけれども、これは 9 月に報告書も読ませていただきました。その中にですね、2016 年、平成 28 年ありますが、これは博報堂の力かも知れませんが、8 月には東京のビッグサイトで Maker Faire、そして同じく東京の渋谷でインスペアにも出展しています。で、5 月の 14 日から 17 日までニューヨークのコンベンションセンターで東京デザインウィークというのに参加しています。これはね、ニューヨークまで出展するというのはただではできん。

これ 5,700 万よりほかにはまだいっていやしないか。このニューヨークへ出品した作品も帰りには処分して帰って、まあ捨てたとは言えんですけど処分してどんなものを捨てたか大体写真で見ました。これはね、とって帰ってくるような価値のあるものかどうか。お尋ねします。これもかなりの経費がいっていやしないか。職員はニューヨークまでは行っていないと思いますが。お尋ねします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員にお願いがありますけれども、ニューヨークに行った経費について佐川町から出てる経費なのかどうかというのは、調べていただいた上で御質問いただけると大変ありがたいと思いますが、その経費は町からは一切出ておりません。あたかも町がその経費も出したかのようなお話でしたけども、一切出しておりませんので、それは御認識いただきたいというふう

に思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私はね、それ直接出したとか全然言っていないですよ。博報堂もただではニューヨークへ出品してくれないと思いますよ。そのことを言ってる。5,770 万、ほかにいっているかもわかりませんが、その中に入っているんじゃないかということを行っているのです。わかればお答え願います。

町長（堀見和道君）

答弁させていただきます。町からニューヨークで発表してほしいというお願いをしたわけではございません。彼らが自分たちの取り組み、確かロボット動物園の取り組みだったんじゃないかなというふうに思いますが、彼らがやってきたことをニューヨークで発表してもいいですかという質問があったので、どうぞしてくださいという話をただけであって、町からお願いしたいきさは全くありません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、町が頼んだもんじゃないと。ほんで作品もとってもんたかどうかそれは答弁がないわけですが、それはえいとして、5,700 万の中でたったそればあばあの実績かと言いたいわけであります。

で、私が言いたいのはですね、こうしたことに対して東京の業者に委託して町民の税金を搾取されることがないようにくれぐれもお頼みしますと言っていたわけでありますが、今、お伺いしますと、5,700 万使ったわりには大した実績があるようにはとても思えません。

これはね、博報堂の社員というのが 30 歳をちょっと超えたら年収が大体 1 千万を超えるようです。ですから、委託する事業も高くたって当然ですよ、これは。私は今こういうふうに思うわけですが、もうすんだことで仕方がない。ほんで、今後は十分気を付けてもらいたい、そのように思うわけですが町長の御答弁があれば。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今日は傍聴の皆さんもいらっしゃいますので説明をさせていただきますが、確かに東京博報堂の職員に仕事を頼むと給料も高いですから、高い委託料がかかります。そういうのを地方でも使えるようにということで、総務省の地域人材の、地域づくりの専門人材を使ってくださいという特別交付税措置の制

度があります。人件費の半分、特交で措置されます。そういう制度も活用して、やはり住民の皆さんと一緒にいいものをつくりたいと思いを込めて、総合計画づくりにトータルで2,500万ほどのお金を使わせていただいておりますが、国の特別交付税も有効に活用しながらものづくり大学・発明ラボの活動につきましては、地方創生の先駆型の交付金で10分の10、100%の交付金をもらった上でしっかりと運営をしております。貴重な税金を大切にに使わせていただくと、住民の皆さんからいただいた税金を大切にに使わせていただくというのはもちろん当然のことですが、しっかりと国の特別交付税の制度、総務省の制度を活用したり、交付金、地方創生の交付金を活用したりですね、しっかりと有効に使えるお金をひっぱりつけて運営をさせてきていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長の答弁によりますと、総務省の交付金をもらってきてやっているんで、町民の税金は使っていないよとこういうような言い分だと思いますけれども、これはね、全部税金ですよ。町民の税金。

今、おぎゃーと生まれたら1人約900万くらいの国の借金があります。880万くらいになろうと思いますが、それにですね、このコロナ対策、この当初予算でさえも9兆6千万くらい組んでいて、補正をして今66兆円くらいになっています。まだこれに3次補正があります。そうするとね、もう2025年には今の国の借金は倍になる。とてもじゃないけどもうプライマリーバランスがどうのこうのって言えるような状況にはとてもなってないです。これは国のお金やから湯水のように使っていいというようなことではそれは町長やる資格もない。私はこう言わせてもらいたい。国のお金らあいうても全部税金。大事に使ってもらいたいと思いますが、まあ、この認識を改めてもらいたいと思います。

次に、よく、町民の方から「役場や文化センターはあれは何をしゆがぜよ」と「耐震はすんじゅうはずやいか」と。また、「道の駅は本当につくるがかよ」こういった質問が非常に多くあります。電話もかかってきます。私はこの人たちに「町長がつくるゆうき、議会が予算が通ったらできるろうね」とこういうふうに答えてありますが、この道の駅に関して私が承知している範囲でかいつまんで整理してみますと、まず、榎並谷町長時代にこの話が持ち上がりまして、

検討をした経緯があります。前にも申しましたが、ほりみかずみちさんという人が、まあ、町長と同姓同名の人であります、この人が書いたというパースを見たのもこのころのことです。

しかし、このころの道の駅につきましては立地場所の検討した結果、上郷から川内ヶ谷までなかなか適当な場所がない、こういうことでした。一番ネックになったのは国交省が100メートル程度の右折レーンが必要だ、こういうことになりまして、上郷から川内ヶ谷の間にはこういった場所がありません。まあ、断念したわけですが、今度は規模を少し小さくしまして町の駅に切り替えて検討したわけですが、今の日高の村の駅と全く同じようなものです。これも民家の買収が必要というようなことで、鑑定評価も取りましたけれども、なかなか難しいことになり結局断念をいたしました。今の道の駅構想に引き続けているものではありません。

そして堀見町政になり、平成27年12月議会において、早期に佐川町に道の駅建設を求める請願書、これが採択になっております。これははちきんの店が主体となって署名を集めておりまして、署名がページ数にして230ページ、人数は重複もだいぶありますが、約1,900人です。それから佐川町道の駅検討委員会なるものが設置され、この委員会から候補地として上郷と川内ヶ谷の2カ所が推薦されておりますが、この2カ所とも現実的ではなく立地は難しい、こういうようなことになりまして、そして、時が経つうちに署名活動にかかわった人たちの中からも「もう、あんなもんいらん」「今となってはもうつくらんほうがえいがじゃないかよ」と、「もうおそい、いらん」こうした声が私には圧倒的多く聞かれてきたところです。

私も平成30年12月議会で「町長はもう道の駅構想から撤退することを決断したらどうか」こういうふうにただしたのに対し町長が「現時点では撤回しない。しかし、つくるともつくりませんとも決めていない。」とのことでした。さらに私は「つくるなら日高の村の駅のように株式会社方式でやってもらいたい。利益が出れば配分を受けたい。赤字が出ればその反対。決して税金で穴埋めをすることだけはしないように」と、まあ、こう言うておりました。さらに、「第3セクター方式を導入しても結局は赤字の始末は税金でしなければいけないのでこれもだめですよ。それに佐川町はソニアで痛い目にあった経験がある」とこういうふうに進言しておったところですが、町長は「何も決まったことではないので、答弁

はできない」とのことでした。そして最後に私が「加茂が新産廃の最有力地だそうですが、本決まりとなり産廃を受け入れる際にも地域振興策のメニューに決して道の駅を加えないでもらいたい」とお願いしてありました。町長も第3セクターについてはこのとき第3セクターは失敗している第3セクターが圧倒的に多い、こういう事実を認識した答弁をいただいております。私はさらに「道の駅をつくったとしても赤字の始末を税金ですることだけはしないでほしい。」とこういうふうになを押ししてこの質問を終わっています。

そして、新産廃は町長の「腹をくくった」発言もあり、加茂に決定したわけではありますが、会議録を見てみますと令和元年6月議会で議員の一般質問に対し、「生産者あるいは管理運営に携わる方々を含め住民の熱意が上がってこなければ道の駅はとてもできない。」との答弁をしておりますが、その口の舌も乾かないたった2カ月後の平成30年9月7日の高知新聞には霧生関に防災型の道の駅を整備すると報じられたわけであります。

ここは、まあ、霧生関のことですが、大災害時に自衛隊の大型ヘリも離発着できるヘリポートが完備されたばかりでありまして、また、ドクターヘリのおかげで多くの町民の命が救われております。これが使用できなくなる。このヘリポートがオープンした当時のことでありますが、町長は「南海地震が起これば高知県の太平洋側は壊滅状態になる。その時は東日本大震災の陸前高田のような後方支援基地として多くの人々を助けることができる」というふうに言って声高らかに胸を張っていたものですが、この実績もたちまち水の泡となる。そして、さらに東京のNPO法人、芸術と遊びの創造協会、ここに委託しておもちゃ美術館も併設すると言うことですが、これでは署名を集めたときの場所も内容も随分違ってきているのではないかと思います。

そして、計画はどんどん進み先月11月26日のホームページを見てみますと、まきのさんの道の駅佐川の基本設計業務のプロポーザルの選考結果が公表されたわけであります。そこで順次町長にお尋ねしていきますが、まず、去年の6月議会の答弁にあった生産者や管理・運営に携わる方も含め、町民の熱意が上がってこなければやらないと言っていたのがたった2カ月足らずで関係者の熱意が上がったのか、何をもって熱意が上がったと判断したのか。これはまさに産廃絡みそのもの、産廃さまざまじゃないかと思いますが、お尋

ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。まずは、生産者も含めてですね、はちきんの店さん中心になって要望書をいただいております。検討委員会をして、一番最初の検討委員会につきましてはやるという前提ではなくてですね、やるかやらないかも含めていろいろ議論をさせていただきたいという話をしました。

その中で、ほとんどの人があったらいいよねという話が出ました。その流れもあり、生産者の方々、加工をする方々、特にふるさと納税に返礼品として出してくる人たちもかなり増えてきてまして、ふるさと納税で返礼品として出すだけではなくてですね、道の駅でも出せばいいなと、道の駅はいつできるんですかという話もありました。

また、県の管理型産業廃棄物最終処分場の地元の説明会の中で、ぜひ加茂地区に道の駅をつくってほしいと具体的に霧生関のあの場所はどうだという提言もいただきました。そういう住民の皆さんの思いを受け止めて道の駅をつくろうというふうに決断をして前に進めるという経緯になっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

はちきんの店を中心とした生産者の要望もあったというのは今お伺いしましたが、それはどう、要望書を出したころのことであろうかと思いますが、それはそれで承っておきたいと思います。

で、地元の説明会でつくってもらいたいという思いが上がってきたということではありますが、私も長竹のあそこの食堂とか、そして自動車の整備工場とかしょっちゅう行くわけですが、そこで地元の方とかいろいろな方に話を聞いていますが、あそこにつくって嬉しいような声をひとつも聞きません。あそこの霧生関の勾配というのがすごい結構重大事故が起こっておるわけでありまして、6%の勾配ですが、角度もそればあ3度ということになります、「あそこにあんなものをつくってたまるかよ」と「あんな怖いところに」と。

「まあ、見よってみ。大事故のもとよ」と。こういうような認識、ほとんどです。まあ、今の計画では進んでいるようであります。

で、今、はちきんの話も出ましたが、前の1回、会に私も出さしてもうたときにはちきんとしてはとりあげることになるのかならんのか会をしてみなわからんと言いつたのがこの春やったように思い

ます。で、そのはちきんですが、農産物、こういったもの、今のはちきんの店やスーパーにはこうしたところの生産者コーナーがあって人気が高いわけでありましたが、つくるほうも限界がある。現にはちきんとスーパーの生産者コーナーは出店者が同じ人が多い。これ以上販売できるものを生産できる体制がとれるのか。佐川の農家はますます高齢化しています。これが、そんな体制ができるのか。それと管理運営はどのようにするのか。この点お尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。はちきんの店の皆さん、生産者の皆さん、高齢化も進んでおることは重々承知をしております。が、若い新規の就農者もいますので、今はどのようにしてこの佐川町の基幹作物についてですね、底上げをしていくかということを生産者の皆さんＪＡも含めてみんなで今協議をしながら前に進めているところでもあります。これこそまさに多くの人にかかわっていただいて前に進めるということが大切だと思っておりますので、道の駅のオープンに合わせて新規の生産者の方も含めてですね、掘り起こしを継続して進めていくということになります。

あと、運営と管理につきましては基本計画にも明記させていただいておりますが、財団法人という形で第３セクターの経営と、運営ということで進めていきたいと考えております。以上です。

３番（西森勝仁君）

まあ、多くの人にかかわってもらって売る物をつくるということですが、なかなかこれは言うこと現実なかなか難しいと思いますよ。現にこのはちきんの店にもはあんまり売る物がなくて早く閉まっている。これが現実だと思います。

で、運営方式は第３セクターでやると。このことは町長も以前に言うておりましたが、「失敗している第３セクターが非常に多い」ということは認識している」ということでありました。で、財団法人の３セクをつくるということは、まあ、歳出歳入、この予算を組んでですね、まあ、請求があつたら支払いは全部予算を組んじゅうからできるわけですが、歳入の分で赤字、いわゆる赤字、これを起こしたときにはどうするのか。税金で補填するのか。これは３セクと言うなら恐らく想定は失敗したときの赤字の補填は税金でするつもりじゃないかと思いますが、そこのあたりをお尋ねしておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。西森議員が副町長もやられて、役場の幹部だったときのそのソニアがなぜうまくいかなかったのか、どうして解散という形になったのかぜひこの場で御説明をいただきたいというふうに思います。

私のほうからは道の駅の運営につきましては、道の駅はただ、利益を上げればいいというだけではございません。町として公的な部分も当然担っていきます。情報発信のことでもありますとか、上町地区への観光客の誘導ですとか、さまざま公的な部分を担うという役割もございます。

ただ、飲食物販、やはり商売としてしっかり利益を上げていくということも大切になります。そこは第3セクター財団法人のほうでメリハリをつけて経営をしていくと。しっかりと利益を出す。利益を出す部門に関しては利益を出すという姿勢で経営をしてもらうということで、今後、道の駅のスタートまでの間にですね、しっかりと経営方針、経営計画も立てて人材も採用してですね、ちゃんと利益が出る持続可能な財団法人として運営できるように取り組みを進めていくということになりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、理解を願いたいと、理解はできないところですが、まあ、それ以上の押し問答をしてもしょうがないのでそれはそのように承っておきたいと思います。

それで、先ほど町長からオープンのことについてお話がちょっとありましたが、町長はそのオープン時期につきましてもそのグランドオープンは平成4年11月と言っていました。中には議員の中からも5月のゴールデンウィークがいいじゃないかというような意見も出ておりましたが、町長の説明では何の事業をやるにしても成功曲線というものがあって、最初にギューンと華々しくやってしまうと同じスピードで衰退するよと、大半の事業の生業で失敗をすると。だから11月にオープンしてじわじわ上げていくんだというような説明をしておりまして、そのあと質問する議員も誰もおりませんでした。この前の説明では令和5年の春、4、5月ごろに変更したという説明を受けたように記憶しています。まあ、町長の理屈で言う理由とはともかく、この道の駅ははなから失敗曲線か。赤字あり

きでスタートするのか、まあ、このように思います。

今の補填の話も税金で補填をするということは言いませんでしたが、税金で補填しなければどこで補填しますか。国からもらえするという、国からのお金にしても全部税金です。答弁願います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。西森議員、御心配をいただきまして本当にありがとうございます。しっかりと経営ができるようにこれから取り組んでいく。利益を上げて、しっかり飲食・販売分も利益を上げる部門に関してはしっかり利益を上げて持続可能な経営ができるように組織づくりを前向きに進めていきます。現時点でそのような答弁しかできません。ですから、西森議員もですね、こういう考え方もあるよ、こういう経営をしてるところがあるよ、こういうところ注意してやったらいいんじゃないのということがありましたら、ぜひ、また御指導いただきたいとこのように思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今の町長の答弁は非常に明確で快く受け止めておきます。今日もね、町長はちょこちょこですね、言うこととすることが違うことがよくあるよと、前も何べんも私が言いました。で、仏のうそは方便、武士のうそは武略、ほんで町長のこういった、まあ、二枚舌とかいうかこういうのはなんということぜよと質問したこともありますが、答弁はなかったように思います。

それで、そのときにもオウム真理教のああいやこういう上祐を引き合いに出してお伺いしたこともありますが、そのときは上祐さんという人を存じ上げてないし、私は似ても似つかない存在というような答弁をしておりますが、まあ、オウム真理教の上祐と言われてその答弁はちょっといかななものかと思ったことでありました。

次に、この道の駅基本構想、基本計画はプロポーザル方式によって行われていますが、このプロポーザル方式というのは運用の仕方によっては不正の温床になりかねない大変な危険な制度とも言われていますが、今回のプロポーザルは公正公平に実施されたものか、選考委員は選考委員長も含め6名いると思いますが、誰が何を基準にして選任したのか、委員長はどんな選出方法で選ばれたのか、また、日当や費用弁償はいくら払ったのか、その支払いの根拠は何か、以上この5点について町長もしくは最終決済権者にお尋ねをいたし

ます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。審査員につきましては担当課のほうから相談がありました。こういう方で審査をしたい、審査員をお願いをしたいと。

その中には道の駅の基本計画策定委員の中で委員長をやっていたいただきました県立大学の清原先生ですね。清原先生。

で、あと、同じく基本計画の策定委員でありました、女性の視点も大事でしょうということで、これは私も意見をしましたが、基本計画策定委員であります、佐川町のキリン館の雑貨屋さんをやられています岡崎笑顔さんですね、男女共同参画の委員長もやられてる方になります。

あとは、やはり建築の専門的な視点でしっかりものを見れる人が必要になります。高知工科大学に相談をさせていただきましたが、今回、工科大学ではスケジュールが合わないということで、工科大学のほうからはお断りがありました。建築の専門家ということで、私の大学の同級生でありますけども、東大の教授であります腰原に選考委員をお願いをしました。これは産業建設課のほうからも腰原さんでどうでしょうという話もありました。

あとは、私も選考委員になりましたし、役場の中からチーム佐川推進課の田村課長も委員になりました。

あと、最後にやはりトータルのデザインをしっかり見れる人が選考委員の中で必要でしょうということで、基本計画の中でまきのさんの道の駅佐川、この名称も含めてですね、トータル、こういうデザイン、こういう考え方が必要なんじゃないですかということでアドバイスをいただきました梅原真さんに選考委員として入っていただきまして、6名の選考委員でやることにしました。

6名の方を見渡して、委員長としてトータルのデザインのことがわかってる、佐川町の道の駅、まきのさんの道の駅佐川にしっかりとしたデザイン的な視点で判断ができる梅原真さんに委員長をお願いしたらいいでしょうということで依頼をするということになりました。

各委員に対する費用弁償等につきましては担当課長の森田から説明をさせますのでよろしくお願ひします。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の質問にお答えさせていただきます。選考委員の費用、謝礼金等につきましては産業課のほうで高知県のほうの産業振興推進総合支援事業補助金の審査会の設置要綱などを参考にいたしまして、委員のほうの謝礼について検討して産業課のほうで案を出して町長のほうに決裁をいただいております。

選考委員長の梅原さんにつきましては謝礼金5万円、それから選考委員の清原さんについては3万円、選考委員、岡崎さんについては3万円、選考委員、腰原さんにつきましては13万円という、それぞれ謝礼金には交通費と宿泊費、日当それぞれ含んだ状態でこの金額が妥当であるというふうに考えて協議をいたしまして、決済をもらって支払のほうに処理を進めるようにしております。以上でございます。

（「答弁漏れ、支払の根拠。答弁漏れ。」の声あり）

支払の根拠、金額等につきましては謝礼金ということでこの金額を町長のほうに決済をいただいて、当日審査にきていただいてただいま請求書をいただくような形にしております。

3番（西森勝仁君）

まあ、今、町長それぞれ答弁をいただいたわけではありますが、まあ、審査報酬、ここのあたりの3万円というのは馴染むものなのか。時間がどれぐらいかかっているのか、5つ選ぶ。二次審査では1つ選んだと思いますが、まあ、3万円ということではありますが。

まあ、腰原さんの場合これは東京の旅費も入っているのかなとは思いますが、まあ、町長どうですかね。3万円というのは馴染みますか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。産業振興課から県の事例も参考にしてこの金額でということで提示をしてもらいました。一次審

査につきましては26社の提案書を全て見なければいけません。私も見ましたが2日しっかり見るとですね、まあ、3日くらいかけて見たいような内容のものでありました。

一次審査と二次審査を含めてですね、3万円、5万円それぞれ金額を提示させていただいてますが、かけてる時間数でいうと安いくらいなのかもしれないなというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

その件は了解をいたしました。で、一番最初に質問した公正公平に実施できたのかと、この点についてお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。公正公平にしっかりと審査ができております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、公正公平にしっかりできたということでもありますので、さらにお尋ねをしていきますが、このプロポーザルというのは選考委員または選考委員長があらかじめ誰かわかっておれば応募する企業としましてはこれほど楽なことではない。なぜなら、この選考委員の好みに合わせてそのポイントを強調すれば点数が稼げるからであります。

町長は行政報告でも今回のプロポの選考委員会、選考委員長は今の説明もありましたけれど、梅原デザイン事務所の梅原真さんにお願ひし、全国から27の応募、今、1社が提出しなかったようでありますので、26の応募の中から、若竹まちづくり研究所総括責任者とする設計企業体が最優秀となったとこういう行政報告がありました。

私の知り得た情報では梅原真さんと若竹まちづくり研究所と、ここは平成9年ごろから赤岡町の絵金蔵プロジェクトが始まっておりますが、まあ、正確には平成6年から始まったと思いますが、そこへ若竹まちづくり研究所がこのプロジェクトに参加しております。そこでこの2人は、若竹と梅原さんは協同関係にあっております。まあ、深い利害関係にあったとの証拠もここにあります。これはあとでまた説明します。

また、若竹設計チームが行ったとされるワークショップの支援アドバイザーわらびのは梅原委員長と四万十シティープロモーション推進プロジェクトで密接な関係にあったが、こういう関係だけではなく先ほども言いました赤岡の絵金プロジェクトでは深くかかわっ

ております。

このことは2019年11月号の高知のモノ・コト・ヒトカタログに、
こういう雑誌に載っておりますし、このことですが、また、著書
では「ありえないデザイン 梅原真」という本の中にこういう記述
があります。「私が16歳、梅原さんが26歳、このときから運命的な
出会いであった」とこういうふうに、まあ自伝といえますか、著書
では書いております。ここにありえないデザイン、梅原真、これが
絵金蔵、この中にずっとあります。こういったものがありますが。

また、この梅原真さんを巡る人々の187ページからこうも書いて
あります。「梅原真さんがチームのリーダーになると、ほかの人々に
手間かけさせたらいかん、みたいに言うて責任感の塊になる。また、
逆にどんな提案も「あ、それでいいんじゃない」と言ってちょっと
コーディネートが機能しなくなるのを側に聞いていながら感じてい
ることがある」まあ、こういうふうに書いているわけではありますが、
いずれにしてもですね、こうした梅原委員長を中心として利害関係
にある者同士が家族同然のようにつるんだこのプロポーザル、これ
はもう不公平そのものではないかと思えます。このことを町長が知
った上で頼んだということになれば町長もグルではないか、こうい
うふうに思うところでありますが、どうか。さらに、事件性はない
のか。これだけの証拠があって、今後、告発あるいは告訴などとい
った事件化される恐れはないのか町長にお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。事件性は全くありません。西
森議員がお手元にお持ちの資料は恐らく役場にも質問状として送っ
てきた、今回のプロポーザルの次点者でありますラーバンデザイン
事務所を中心とする共同企業体の資料だと思います。

私は本当に頭にきてます。名誉毀損で訴えようかなと思うくらい。
事実確認もしないでこういう質問状を送ってくる。とんでもないこ
とだと思います。家族同然の付き合いと言いましたが、梅原真さん
と若竹まちづくり研究所はそれほど親しく仕事をしている関係では
ありません。梅原真さんと畦地履正さんと畠中智子さんは仕事でよ
く一緒になってるとは思います。ただ、若竹まちづくり研究所と梅
原真さん、それほど親しく仕事をしてるというわけではありません。

役場に送ってきた資料の中にも梅原真さんの自宅の設計は若竹ま
ちづくり研究所がしているというふうに書かれてありますが、それ

はうそです。事実無根であります。ほかの方が設計をしている建物であります。そういうことを平気で書くようなところの話に取り合っている暇がありません。本当に名誉毀損で訴えたいくらいです。

この審査はあきらかに公平に公正に行われております。これは全ての審査員がもし何か意見を求められるのであれば、公の前に出てどのような審査が行われたか説明させていただいてもいいですよと言ってくれております。それだけ公平に審査は行いました。ですから、西森議員、ぜひうそをつくような事実をちゃんと確認をしないで平気で文書の中にうそを書くようなそんなところの情報をうのみにしないでいただきたい。そのように思います。

これは梅原真さんに対しても侮辱であり、名誉を傷つける大変な私は問題だと思ってます。このプロポーザルの審査自体が事件性があるなんてこれっぽっちもありません。そのことだけは御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、事実に反すること、私邸を設計したとそれはうそやと、そのほかのことは全部本当よと、まあ、こういうことじゃないかというふうに思いますが、名誉毀損で訴えられるかどうか、思いゆくと、これはぜひね、訴えるべきですよ。まあ答弁もらいますけど、ぜひその訴えなければいつも私の名誉にかかわることという答弁しますけど、だいたいそんなことばかりが多いじゃないですか。

まあ、ないということですので続けていきますが、このプロポーザルの要項ですね、これを見ても「委員長及び選考委員自らが経営または役員顧問を務める営利団体に所属する者は応募できない」と規定されていますが、今も言いましたようにそれほどのつながりはないと言いながらもかなりの一体のつながりがあるわけですよ。これはこのプロポの筋からして著しく不公平で抵触していると、こう言わざるを得ないと思っています。

まあ、本当にこれだけの物証とかその自宅の設計を頼んでないよということですけどそれはまあそれとして、私はそのことをひとつも言うているわけではない。ここに書かれていることだけを言うています。

また、今回もプロポの配点が 70 点となっていますが、そのうち基本設計と実施設計の見積もり金額が 5 点ずつ、これ 10 点。残り 60 点がプレゼンテーション総合評価とこういうことになっています。

第一次ではプレゼンの範囲には含まない、あるいは提案していただいてもやぶさかではないとしていた南側の芝生広場、この活用法がプレゼンの今回の二次審査では大きなウェイトを占めたのではないかと思います。梅原委員長も講評で、これはホームページに載っておるわけですが、かいつまんで言いますと「プレゼンが大きな割合となっているが、これは活動の広がりやコミュニケーションといった内容を評価したもの」と言っていますし、また、腰原教授も「普通の道の駅なら建物的に良い悪いで決めるが、こと、まきのさんの道の駅というコンセプトの中でその周辺とのからみをどう考えたか」で66点、点数のあれは言っていないませんがこれは66点と次点が49点であります。「この差がついたのではないか」と言っています。

こうなると、一方の提案者には提案していただいてもやぶさかじゃない、提案するも可能よと言っておきながらもう一方ではその部分が重要な配点部分になるからちょっと力を入れてねと、こういうことがたやすく言えるわけであります。これはね、だまし討ちの何物でもない。差が付いて当たり前ですよ。このような疑惑的なプロポというのは当然無効にすべきじゃないかと思います。

また、先ほど委員6名がまあ2日間から3日間か知りませんが、作品を見ながら検討したという答弁がありましたが、梅原委員長の講評の中にも「選考結果は選考委員全員一致した」こういうふうに言うておりますが、この選考委員会で委員長の梅原さん、そして東大教授の腰原さん、そして町長が、この3人がこの作品が一番いいですよと言い出したら残りの3人、これはね、言うては失礼ですけど本当素人。これはね、赤子の手をひねるようなもん。ですから、恐らくこの委員会で発言できるような雰囲気にはならなかったと思います。これ、誰だってそうですよ。委員長がえい、東大の教授がえい、町長がえい、残りの3人はもう諸手を挙げて賛成、まあ、そんなような景色が目に見えるわけであります。こんなプロポなんてね、業界の笑いものになりはしないかと私は思います。

このような事件性さえ感じるプロポであります、町長の評判もこれはね、ようなるはずがない。ましてやその仕事、その職務を命ぜられる職員もこれはたまったもんじゃないと思いますよ。近畿財務局みたいなもんです。町長はこんな政治スタンスで来年も町長選挙に出馬をすることを考えているのか。考えているとすればですね、この道の駅も争点にして住民の声を聞いたらいいかなものかと

思うところですが、いかがなものかお答えを願います。

町長（堀見和道君）

はい、西森議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、西森議員が私には審査の風景、景色が浮かびますと言われましたが、全くそんな景色はございません。梅原さんも腰原教授も私もこれが一番いいねっては発言もしてません。それは審査員をやった田村課長に聞いてもらえればわかります。あと、審査に立ち会った森田課長、担当もいます。特に梅原さんはそのプロポーザルの応募の中にですね、協力者として畦地さんの名前が載ってる、畠中さんの名前が載ってる、ものすごく嫌だったと思います。

こういうチームで応募するなんて知らなくって、誰が応募をしてくるのかも知らなくって審査員をお願いしてます。審査委員長をお願いしてます。本当は審査をするのが嫌だったんじゃないかなと思います。ですから、梅原さんは私はこれがいいと思いますって皆の前で言ったことは実は1回もありません。逆に、私はその立場であっても審査しづらくなります。実は、今回26応募の中に私が親しくしている人も、私がお世話になった人も建築の関係者の中には結構います。仮に今回プロポーザルで公募をしたプロポーザルでですね、私の同級生がもし私はだめだって言ったけど、ほかの審査員の皆さんがこれがいいって言って選ばれたとしてもきっとお前の同級生だから選ばれたんだろうって言われるんだろうなって思います。それだけ審査をするっていうのは難しいことなんです。

梅原さんの名誉のために言いますが、どのようなチームがどのような人たちがどのような企業体が応募をしてくるなんてのはわかってないんです。それだけは御理解をいただきたいなというふうに思います。

講評の中に今、西森議員が言われた発言がありました。ただ、審査をするときに皆さんしっかり建物のことを見て、今回の計画の範囲に入っていないけど山側のところも提案の中にも入れてもいいですよと言いましたが、ちゃんと基本計画に基づいて、佐川町の思いに基づいてどのような建物が設計されているのかということを厳しく見ました。特に、私は建築の専門家でありますのでそういう視点で見ました。皆さんから背景がいいね、ここはいいからすごく評価高かったよっていう発言は一言もなかったです。皆さんから主に建物のデザイン、建物の考え方、動線、そういう話があったというふう

に感じてます。そういうことも含めてこの道の駅の基本設計の公募はですね、公平公正に行われております。ぜひ、皆さん御理解をいただきたいなというふうに思います。このまま進めていきたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 45 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

西森議員、西森先輩から大変厳しいお言葉をいただいておりますので、西森議員の出馬に関する質問に関しては私は表明をしたくないと考えてます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

このプロポは公正公平に行われていると、こういったことでありまして、無効にはしないよということですが。そして出馬については答弁しないと。まあ、それはそれで結構であります。

今回のこの疑惑つきのプロポですが、これがこの契約案件が議会に出てくればそれは議会で審議し、無効も含めて検討できるわけですが、この案件というのは地方自治法 96 条に定められた議決案件には該当しないというふうに思うわけですが、その明確な御答弁を聞いておきたいと思います。

それにまた、70 点満点中、若竹グループが先ほども言いましたように 66 点も取っている。その中で、そのうちで、5 点、5 点の配分になっていると思いますが、この基本設計と今後、来年、行政報告にありましたように来年、実施設計を出してくるということですので、その金額、これは既に示されていると思います。70 点の中にその 2 つが 5 点、5 点の配分としてあるわけですので、提案がされている。その件について次点の業者、ここと合わせて、合わせてというかそれぞれの金額の提示をお願いします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。議会の議決案件ではないとい

うふうに認識をしております。基本設計につきましてはプロポ、この公募するときにですね、基本設計額は税込み 1 千万円以内ということで提示をさせていただいてますので、1 千万円に収まっている提示をした設計事務所、企業体全て 5 点になってます。

実施設計につきましてはこちらからいくらという提示はしておりません。ただし、一般的に基本設計と実施設計、設計業務としての割合は大体 3 対 7 程度になります。その 1 千万円の基本設計料に対してどれだけの数字を実施設計で出していただけるかという中で、かなり高い金額で実施設計料を提示してきたところもありましたので、基本的に 3 対 7 ということをベースにしながら金額の幅の中で 5 点、4 点、3 点という点数をつけさせていただいております。以上です。

（「答弁漏れ」の声あり）

産業振興課長（森田修弘君）

回答させていただきます。先ほど町長のほうから申しましたとおり、基本設計の見積額に対しての配点が 5 点でございます。で、二次審査に通りました 5 つの事業者については全て満点の 5 点がついております。

で、実施設計見積額の配点につきましては満点が 5 点でございます。細かく配点の幅を申しますと、2,500 万円までが 5 点、2,500 万円を超え 2,700 万円までが 4 点、2,700 万円を超え 2,900 万円までが 3 点、それからそれを超えている部分についてが 2 点ということになっております。

で、今回最優秀となりました若竹まちづくりにつきましては満点の 5 点を取っております。次点者につきましては 4 点をとっております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 49 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（森田修弘君）

はい、えーと最上位となりました若竹まちづくり研究所のほうにつきましては2,500万円までということで5点の点数がついております。次点になりました提案者につきましては2,500万円を超え2,700万円までということで4点の点数を配分しております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

妙に2,500万で同じ2,500万と聞こえたわけですが、なんで5点と4点になったのか。

産業振興課長（森田修弘君）

2,500万円を超え2,700万円までが4点の配点となっております。

3番（西森勝仁君）

今、基本設計と実施設計については担当課長のほうから説明があったわけで納得はしましたが、そのちょっと一覧表をのちほど提出できるものならいたきたいと思います。私はこのプロポ、このプロポーザルについてはとてもきな臭いと思っております。火の無いところに煙は立たないと言いますが、まあ、聞くところによると煙の出そうなところばかり町長は追わえていきやせんろうかと、こんなような声も漏れ聞こえるわけでありましたが。そして、このところ奈半利町や黒潮町、こういったところの不祥事が高知新聞で報道されてきたところではありますが、今度はその真ん中の佐川、こういうことにならないようにくれぐれも念を押しておきます。

そして、まあ、この梅原真さんの本ですが、この中にいっぱい書いてありますが、ちょっとこの中に気になることもありますので、ちょっと御紹介かたがた、紹介しておきたいと思いますが、この梅原さんがこの本の中で「人間知恵があり、人柄がよければこの世は怖いものはない」こういうふうに言っていますが、決してこの知恵というものは悪知恵のことじゃない、私はこう思っておりますので、ちょっとこれは念を押しておきます。

次に地元業者の育成についてお尋ねをします。私は常々税金を納めてくれる地元業者の育成は大変大事なものと、大事なことと言っています。災害時などに頼れるのはやはり地元業者だけでありまして、今やっている、文化センターをやっているような市内のA級業者こういった所はいざというときにはなかなか役に立たない。助けてくれないと思います。大災害が起これば生活インフラはずたずたになる恐れがあります。道路、電気、水道こういったものでありま

す。道路は佐川町建設業協会と防災協定を結んでいますが、まあ、この助けてもらうためには業者が疲弊をしないように常日頃から業者を支援する、まあ、育てていかなければならない。平口に言えば町内のことは町内でやって経済を回す。こういうことであります。

大災害が起これば今申し上げましたように道路は建設業界と協定しておりますので、比較的早く復旧・復興をすることができると思いますが、問題は水道、電気です。電気は今、子会社と言われんそうですので協力企業、こういった者がやってもらわんとなかなか普通の町の電気屋さんではなかなか対応できないと思います。

そして、水道などの設備業者ですが、私はこういったことを発注をせえとよく言いますけども、町長は資格のないものに発注はできんよとよく言うんですが、私は何も資格のない業者に仕事をやらせてくれとこういうふうに言っているではありません。当然、資格も必要ですし、技術力やスキルアップも大事です。今、役場と文化センターで大型工事をやっていますが、全一括発注でありまして、町内の業者にはこの仕事の一部が回って来ることありませんし、また、恐らく材料なんかも町外で調達してやっているとしますので、町内でお金の回る仕組みには全くなっていないと思っていますが、なぜ今回分離発注をしなかったのか、できなかったのかお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。町の公共工事の発注の際でありますけれど、基本的に指名競争入札というのが非常に多くなっております。このような工事発注の際、町内事業者の方で対応可能な工事などにつきましてはできるかぎり町内業者へも発注するようにこれは努めております。これは契約の確実な履行が当然期待できまして、また、先ほど言われましたように町内業者の育成、受注機会や雇用の確保、地元経済の活性化に寄与するものというような考え方からであります。この方針につきましては今後も継続していくというふうに考えております。

あと、工事の発注に際してではありますけれど、一括発注が望ましいのか、あるいは分離発注がいいのかということにつきましてはその工事の規模でありますとか、内容などによりその工事に応じて個々に判断していくということになるのではないかというふうにも考えております。

今回の庁舎、あるいは文化センターの耐震改修工事につきましては非構造部材ということで、躯体のほうではありません。そして庁舎機能のほう、役場のほうにつきましてはこの庁舎の機能、こちらのほう維持しながらということで閉庁はせずにそれぞれの各課移動しながら役場の機能自体は停止せずにやっていくというような工事であります。その施工にあたっては御存じのように庁舎内あちこちをいくつかの区画にわけて今現在工事中でもあります。今後もこのような形でいろんなところを区画をわけて施工をするということになっておりまして、通常の新築の工事、そういうことに比べまして各種専門工事、そういう工程がちょっと複雑に絡み合っているような内容になっております。そのような工事の全行程の管理はもちろんのこといろんな、先ほども言いましたように、専門工事、いろんな工程が絡み合っておりますので、そのような調整とかいうのが重要となってきておるような工事となっております。

こうしたことも踏まえまして今回の庁舎並びに文化センターの非構造部材の耐震改修工事につきましては一括発注のほうが良いという考えのもと一括発注をさせていただいておるということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、総務課長から役場あるいは文化センターの機能を停止しないように工事をする必要があった。まあ、こういう答弁をいただきましたが、それはもっともなことでありまして、それは私が言うたらそれは方便の何ものでもないよと思います。で、ここに今までの分離発注をしてきた経過がありますが、堀見町長が就任した1年目の平成26年、これは6件の分離発注をしています。また、28年度にも2件の分離発注をしていると思います。これはちゃんと一覧表もありますので証拠もありますが、こういうことになっています。

このようにね、町長がやろうと思えば簡単にできることですよ。町長ももとは建設会社の役員であったと思いますし、また、会社を経営した、こういうこともあると思います。あると言っていましたので。まあ、それぞれの思惑があるにしましても、今後は分離発注をして町内業者の育成と技術力向上、そして町内経済の活性化、これに努めていただきたいと思うわけでありましたが、町長のお考えはいかがなものかお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。これまでも地元でできる仕事に関しましては地元の皆さんに発注するということは、その都度その都度心がけてやってまいりました。先ほど、町長が決めれば簡単にできると言いましたがそんなに簡単なものではありませんで、建設業法もあります。それぞれ法律があります。その中でできることとできないことがありますので、しっかりそこは担当課にも吟味をさせて、私の声でできたりできなかったりすることがないようにしっかりと地元の皆さんにさせていただける仕事はこれまでどおりしていただく、発注していくという姿勢は変えずに今後も続けてまいります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長からはできるものとできんもんがあるよということですが、まず、一声、この工事は一括発注じゃのうて分離発注にできんかよと言うたら担当がそのようにしますよ。ネックになるようなそんなものはあるはずがないじゃないですか。

これ今言うたように思惑そのものですよ。これしか考えられん。

それから忘れんうちに言うちょきますけど、先ほど町長が言いよりしましたけど、名誉毀損で訴えたいよということですよ、これぜひ訴えてもらいたい。その結果も3月には聞かせてもらいたいと思います。

で、次にいきます。平成30年12月議会で明治の客車、佐川に展示する際は鉄道マニアに人気のあるバナナという字体で説明文を書いたら鉄オタにも大うけする。この字体は今のフォントにないので、鉄道デザイナーに頼めば簡単なこと。また、上町の人気スポットのためにもぜひこれを検討してもらいたいと。こういうふうに頼んであったところではありますが、どうなっているのか。そして、この明治の客車の展示計画は本体工事も含めてどこまで進んでいるのか2点お尋ねをいたします。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 正午

再開 午後0時1分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。平成 30 年の 12 月議会で御提案をいただいた客車の説明文をバナナ文字というものをということで提案いただきました。

これにつきましては実際に四国旅客鉄道株式会社の高知企画部に問い合わせをして確認をさせていただきました。相手方からの回答としましてはこの西森議員が言われている文字は国鉄時代に使用されていた国鉄書体と言われる書体でして、名称をすみ丸ゴシック文字と呼ばれている書体ではないかと御説明をいただきました。この国鉄時代の鉄道掲示基準規定という通達に定められている文字で鉄道マニアはもちろんのこと古い骨格の味のある独特のゴシック体ということになっております。

西森議員から提案いただきました国鉄書体の活用については、現在パソコンなどで使用している一般的な書体、フォントには当然ないもので、可能かどうかも含めて引き続き四国旅客鉄道のほうに相談をしながら決定をしたいと考えております。

それから、現在の工事の進捗につきましては今、基礎工事がほぼ完成をしてこれから上部の上の部分に入っていく予定で、年内に屋根までの主たる構造のものが建ち上がるという工程になっております。予定としましては変わりなく年度末に完成をするという予定でございます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

だんだん進んでいるようで安心はしましたが、その前に言っていたとおりですね、この字体は今のフォントにはない。ということも前に言ってあります。だから、車両デザイナーに頼めば本当 1 字 100 円か 50 円か知りませんけど、本当に簡単なことですので車両デザイナーの門戸を叩いてもらいたい。このありえないデザインのデザイナーの梅原さんに頼んだちこれはできんと思います。

まあ、ほんで今も言いましたようにこれはね J R 四国に頼む案件ではないと、相談する案件ではない。事業主体が佐川町であるので佐川町で独自でこういうふうに字体を鉄道オタクに、鉄オタに人気があると聞いているのでこういったフォントでこういった文字で説明文をこうやりたいと、こういうふうに聞いてもらいたい。どうしましょうというふうに聞かんずく。以上答弁を願います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

私のほうが高知企画部、ＪＲのほうに確認をさせていただきながらと言いましたのは、すいません、このゴシック、今ないものですので決まったものが見える形でないかというのを確認をさせていただこうと思っております。今、提案いただきました車両デザイナーという方も含めて確認をしてその国鉄書体というものが使えるようにちょっと検討したいと思っておりますので。以上です。

３番（西森勝仁君）

この件はよろしくお願ひしたいと思ひます。そして、上町が鉄道マニアの人たちにも一般の人たちにもたくさん来てもうて、人気スポットになるように願ひております。

もうあまり時間もないようですので、これで最後にしたいと思ひますが、今も言ひましたけどプロポについては心外やと。心外であるので名誉毀損罪で訴えることも検討したいとこういうふうにも町長の発言があつておりますが、まあ、名誉毀損罪の構成要件が成立するものか。受理されるものか。これ非常におもしろいと思ひますが。それと向こうの言う告発。どっちになるかわかりませんが、これはね、名誉毀損になるということであればね、これは町長として当然訴えるべきですよ。私は訴えてもらいたい。この答弁を聞いて今回の一般質問は終わりにします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。気持ちとしては名誉毀損で訴えたいくらいのことだという話をしましたが、西森議員が訴えてもらいたいと、ぼくとしてはそう思うということだったので、よくよく考えて対応させていただきたいというふうにも思ひます。以上です。

３番（西森勝仁君）

やめると言ひましたけど、ちょっと一言。私はですね、町長が名誉毀損に該当する、心外やと。梅原さんも梅原さんの名誉のためにもと言うので、それならばぜひ、言うたで名誉回復してもらいたいと。私はこれはこのプロポは無効じゃないかと言つてますよ。極端に言うたら刑事事件に発展すりゃせんかというふうにも言ひますので、そこで白黒がはっきりつくと思ひますので、ひとつ、しっかりと願ひいたします。

私はね、これは名誉毀損で訴えたらいいと思ひますとは一言も最初っから言うていません。町長のほうから心外やけ、名誉毀損、著

しく名誉を毀損するということですので、じゃあ訴えてくださいよと。ぜひ、お願いしますと。こういうふうに頼んでいるわけでありますので勘違いしないようにお願いいたします。

私の一般質問、もう時間きますのでこれで終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時35分まで休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時35分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。ご飯がすんでちょうど眠たい時間だと思いたいますが、どうぞお付き合いいただきたいと思います。

まず、一番最初に子育て環境・教育環境の改善をということで御質問させていただきます。

子供の子育て環境や教育環境をよりよくするため、今年度、町内の女性グループが学校訪問を実施しました。校長先生にお話を伺いましたところ、佐川町の教育行政を非常に褒めていただきました。佐川町は支援員が多く配置されていて、きめ細やかな子供への配慮ができる。また、地域との結びつきも強く、地域の方々の協力体制が素晴らしい。佐川町では教育に多くの予算をつけてくれているし、現場の声もよく聞いてくれている。どの学校でもそういう称賛と感謝の言葉がありました。町長はもとより教育長や教育委員会の方々が子供の教育について真剣に考え、実行してくれていることが実感できました。ありがとうございます。

しかし、教育は1年、2年で結果が出るものではありません。こういう施策を10年、20年続けることが大切です。子供の教育は未来の佐川を、日本をつくることです。結果を急がず、ぜひ続けていただきたいと思います。

教育長、これらの施策について持続的にやっていくつもりなのかどうかをお伺いいたします。

教育長（濱田陽治君）

御質問ありがとうございます。以前にも御説明申し上げましたけれども、佐川町には不登校の問題などさまざまな教育上の課題がございます。そのあたりを根本的に解決するために、佐川未来学、ふるさと力・人間力・未来創造力を育てるという佐川未来学を今構想しております。これが2年半にわたりカリキュラムをつくり、教材をつくった、で、間もなく完成する段階です。で、来年からそれが各学校現場で完全に実施をされていくということになっていきます。

この方向で、それともう一つ、子供たちを大事にしてしっかり人権感覚がある教育をやって佐川町の教育を推進していきたいと、教育的な風土ができて、幸せな子供たちが増えていくということを目指して継続していきます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

さて、今回の訪問調査では主にトイレについてお伺いしました。教育委員会でもトイレの調査をしたと聞いていますが、どんな要望があったのか、まずお聞きします。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。まず、トイレの調査についてですね、各学校に設置されているトイレの和式洋式別を調査しました。要望の内容としましては、生活様式の変化により和式トイレでなく洋式のトイレを設置してほしいという要望がありました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私たちの調査でもですね、やっぱり佐川小学校では3階にトイレがなくて、高学年の男子は短い休み時間に1階まで行かないと用が足せない状況でした。また、多目的トイレがない、洋式が少ないなどの問題がありました。

斗賀野小学校では洋式トイレが少ないこと、黒岩小学校では洋式トイレが少ないこと及び男性職員用のトイレがなく子供と共用をしているとのことでした。新しく建てられた学校ではさすがに問題は少なかったように思います。しかし、早急に改善が必要な佐川、斗賀野、黒岩小学校について今後改善の計画はどうなっているのかお伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。まず、学校におけるトイレの洋式化についてですけれども、先ほども申し上げましたとおり生活様式の変化により、学校からも要望があります。で、教育委員会としましては順次進めていきたいと考えております。

まず、来年度の予定ですが、来年度の予定としましては、佐川小学校の大規模改修工事の際、また、以前から要望がありました斗賀野小学校の屋外トイレの設置をする際に洋式化をすることを考えております。

その後、教育委員会としましては財政担当課とも協議が必要になりますけれども、洋式化が現在3分の2未満の斗賀野小学校、黒岩小学校につきまして、3年以内に洋式化率を3分の2以上にするように進めていきたいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

では、問題のある佐小はもちろんのこと、佐小は来年度に。斗小、黒小については3年以内に3分の2の洋式化ができるというお返事だったと思います。

その洋式トイレですが、今は温かい温座の便座が普通になっていますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

はい、当然ですね、現在の状況からみてですね、全てのトイレということにはならないかも知れませんが、一定数は温かい便座のトイレのほうを設置していきたいと思っています。

5 番（坂本玲子君）

全てとならないっていうのはいささかちょっと問題があるんじゃないかなと。男の方は日に1回、大体座るのは1回だけですけれども、女の子は毎回座らなければなりません。ぜひ、全部の便座を温座にしていきたいということをお願いをしたいと思います。

その他の要望として、教室や体育館の照明のLED化などがありますが、これについてはどう考えているかお伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。LED化につきましては一部の学校を除いてLED化ができていません。体育館の電灯というか電球のほうが生産中止するようなことが決定しております。体育館につきましては来年度以降できるだけ早期に、体育館以外につきましても、こちらも財政担当課と調整が必要ですが、電気の使用頻度が高い職員室とか教室

について、使用量の多い学校から順番に４年以内ぐらいをめどにＬＥＤ化を進めていきたいと思っております。

５番（坂本玲子君）

本当にエアコンをつけたことで電気代も非常に上がっていますので、体育館や教室のＬＥＤ化が進むことによって電気代が少なくなるっていうふうな利点もあると思いますので、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

さて、今年の夏は夏休みが少なく、合わせてコロナの影響で各小学校では夏休みのプール解放が行われませんでした。町民プールでも子供の数が少なかったように思います。子供たちはどうしているのか心配になりました。佐川町では子供が喜ぶプールや地質館、歴史的遺産の青山文庫などがあります。町内の子供はプールや地質館、青山文庫をどれぐらい利用しているのかお伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。昨年度の子供さんの入館者人数です。

青山文庫につきましては、小学生の団体入館者、こちらのほうが８３人、一部、一般入館者１２人です。地質館につきましては団体の入館者数が１,２４８人、一般の利用者が２５人となっております。この内訳でですね、町内外の別がちょっと不明です。

町民プールにつきましては佐川中学校、授業で利用しておりますが、そちらの使用を除いてですね、スイミングスクールによる利用者が月平均で２５５人となっております。以上です。

５番（坂本玲子君）

プールの件ですが、スイミングスクール以外で個人でお金を払って入っている子供の数はどれぐらいですか。

教育次長（吉野広昭君）

すいません、ちょっとそちらのほうはですね、実数のほうが把握できてませんので、またお調べ次第ですね、ご連絡をさせていただきます。

５番（坂本玲子君）

地質館とかですね、団体で入る、町内の場合は無料になっている場合もあるというふうに聞いておりますけれども、この今教えていただいた数、例えば一般で入っているのが地質館で２５人、青山文庫で１２人、プールはもうちょっと多いかと思いますが、有料で利用で

きない子供もいるのではないかと推察されます。

子供のころの実体験は一生の宝物になります。町内児童の入場料を免除しても今の数を見てもみますとそんなにたくさんの費用はかかりません。子育てしやすいまち宣言をした佐川町。ぜひ、これらの施設の使用料、町内の子供は免除できるようにしていただきたいと思います。と思いますが、検討していただけないでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えします。まずですね、学校の授業とか行事による入館者につきましては無料で開放しております。それ以外ですね、個人的に子供さんが休みのときに行くことにつきましては、前向きに検討させていただきます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、子供の経験を大切にするという意味でも、例えばこんなコロナのときでも、佐川町のいろんな施設はそんなに密な状態ではありませんから、そういうところへ行けるということで活動の幅が広がると思いますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

ところで、教育長は今回、コロナの休校を通じて、教育の本質、何が本当に必要なのか気づいたこともあると思いますが、どんなにお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の臨時休業の際に痛切に感じましたことは、当たり前前の景色が当たり前でなくなったという驚きとともに、子供たちの元気な声がするはずの教室に子供たちがいないと。机に座ってるはずの子供たちがいないということについての寂しさです。

次に、教育の本質は人と人との出会いにあるということです。人が人に影響を与えて、それが広がっていくということです。これは中国でいいますと孔子とそのお弟子、日本でいいますと吉田松陰先生とそのお弟子と。それからこの佐川町では伊藤蘭林先生とそのお弟子と。こういう人たちが人と人と先生とのふれあいの中で影響を受けて、自ら学び、次の時代をつくっていったということから、この感動的なエピソードからも伺うことができます。

技術が進みまして、リモートで教育の一部を補うことができたとしても、人は人の中で互いにふれあい影響しあいながら育ちます。

授業をはじめ行事や遊びなどさまざまな活動の中で、全人的に子供たちは育たなくてはなりません。友達や先生と接しながら子供たちは日々成長していきます。学校は子供たちが出会い、育っていくかけがえのない場所です。この大切な場所を明治初年の学制発布以来、幾多の困難を乗り越えて地域ぐるみで支えてくださった町民の皆さんに深い敬意を捧げますとともに、教育に携わる私どもの使命の重さを再度心に刻んでおります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に教育長おっしゃられたとおり、人と人との出会いを大切にしておいて本当に教育が出会いなくしてありえないし、本当にそこを大事にして子供たちを育てていってくださることで、佐川町の子供たちがすくすくと育っていくんじゃないかなと私も思います。

学校訪問のときに嬉しいお話を聞きました。コロナの影響で運動会などいろんな行事を縮小して実施しています。しかし、子供たちにとってさまざまな行事は必要なものだから、できる限り実施する。そして今まで、ともすると保護者にどう見えるかを気にして子供優先にできていなかったところがある。コロナでの行事の見直しをチャンスと捉え、子供優先でやる行事にしていきたい、と話してくださる校長先生がいました。

私もコロナで教育の本質が何かを考えました。今年大学生になった人たちがリモートで授業を受けての不満は、学校に行かないと仲間ができない、ともに学べない、体験できないということでした。大学生でさえそういった状況です。

今はリモート、ICT、AIが大きく進んでいます。それが進んでいけば効率よく授業ができます。しかし、それでは教育が崩壊するのではないかと思います。人間として生きていく力が学べないからです。教育の中で一番大切なのは生きていく力をつけること。年齢の低い小学生、中学生にとって仲間に会えない、ともに学びあえないのは大きなマイナスです。人と人とのつながりをつくっていく、実際に体験していく、学びたいと心から欲し、自発的に学べる状況をつくることの大切さが今回の休校でわかったことではないでしょうか。ぜひ、教育長も重々おわかりのことですが、そこを大切にしたい教育を続けていってほしいと思います。

高知県でもコロナがここ1週間、本当に多い人数が出ています。東京や大阪、北海道の現状を見ますと高知県はそこまでではないに

しても、いつそのような状態に陥る可能性があるかもしれません。

さまざまな文献を読んでいますと、その予防には手洗い・マスク・換気の3点が大切だと言われています。手洗い、うがいは個人でやることですが、換気についてはその管理者が考えるべきことです。

今年の夏、学校ではエアコンをつけながら窓を開放して換気に努めたと聞いています。暑い夏に窓を開ける。寒い冬も窓を開けるというシステムだけでは電気の無駄遣いとなります。今年の夏の電気代は昨年と比べてどれくらい増えたのでしょうか。お伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。今年については夏休みとか短縮とかありまして、一概には比較ができませんが、大体全ての学校で昨年度よりは増加しております。

ちょっと個別に申し上げるのもあれなので、また資料のほう一覧表をお渡ししますので、それで確認をしていただければと思います。

5 番（坂本玲子君）

私の見せていただいたデータの中では、例えば7月、昨年度はエアコンがなくて、今年はエアコンを設置してなおかつ窓をあけた場合、電気代が大体40万くらい増えています。9月には昨年もエアコンがあり、今年もエアコンがあった中で窓をあけることで8万くらい増になっているんじゃないかなと。

年間の電気代の予算では1,020万の予算を立てていますが、簡単に試算をすると1,500万くらいいるんじゃないかなと。それではこの予算ではたぶん足りなくて、今回補正を上げてるとありますが、そういうふうにくらでも使えば使うほどいるという状況の中で、そういう換気をするために窓を1時間で2回あけるというやりかたが本当に正当なのかというふうな思いがあって調べました。

ある文献では換気ができているかの評価にはCO₂モニターでの室内空気環境の見える化を行い、できれば建築物衛生法の1,000ppm以下となるよう調整を行うのが学校現場などでは望ましいとされていますが、そうふうなモニター設置についてはどう思いますか。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。CO₂モニターにつきましては今後さまざまな施設で検証結果が出て、その結果も踏まえまして判断することになると思います。

当面は従来どおり空調機を稼働しながら窓あけによる換気を行っ

て、国の方針、指針等を待ってから判断したいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

町内の保育所では空気清浄機を導入したと聞いています。また、集落活動センターでも空気清浄機の導入を考えていると聞いています。こういった問題は学校の問題だけではなく、庁舎や町の全施設にも通じることなので、今後、換気に対してどういった取り組みをしていく方針か総務課長にお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、会議等の場合には御質問の中にもありましたように、マスク着用、人と人との距離の確保あるいはアルコール消毒、そして窓をあけることによる自然換気などを実施しておりますので、このようなことは今後も引き続き継続してまいります。

現時点ではありますけれど、庁舎などの換気につきましては、現在の自然換気で対応していくことを考えておりますが、窓をあけることによる自然換気に加えまして、換気扇を主要な部屋に設置しておりますので、強制的かつ短時間で室内の空気を入れ替えることが可能ということにはなっております。

また、今後将来的に換気設備を更新または新しく設置する場合には全熱交換器と呼ばれます、熱損失を最小限にしながら外気の取り入れができる換気設備に変更する方法も考えられるというふうには思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

危ないということで、保育なんかが慌てて空気清浄機を買ったと。で、本当にその空気清浄機にもいろんなものがありますし、フィルターのろ過式のものもあり、電気集塵式のものもあります。今、最近ではマイナスイオン発生器やイオン空気清浄機については効果がないと消費者庁が注意喚起を行っています。また、厚労省はフィルター式の清浄機の場合、H E P Aフィルターによるろ過式でかつ風量が十分あるものを設置することと述べています。そういう電気とかで機械的に換気する場合がありますが、空気清浄機は補助設備としては有効であるが、換気量が確保できる場合は換気によるウイルス濃度低減効果のほうが大きいというふうに説明がありました。

先ほど、課長が申し上げましたが、それらのことを考えますと、熱交換設備を伴った換気システムの導入が最も有効ではないかと考

えます。で、ぜひ、換気が今、換気扇が回っている、じゃあ換気扇で一体どれぐらいの量の空気が変わるのかっていうふうな計算もしながら、本当に換気扇で換気が十分できるのかどうかっていう検証も行いながら次のステップに進んでいただきたいと思います。

子供たちは佐川の未来を背負っています。子供たちが快適な空間で過ごすこと、さまざまな豊かな経験を保障することが大切です。今後も子供たちのために最高の環境をつくっていただくことを願って1問目を終了します。

続いて、地域担当制導入事業についてお伺いします。

町は地域担当制導入事業について総合計画では令和元年度までに内容検討を終え、令和2年度、3年度で制度設計をし令和4年度から実施する計画を立てています。その事業の進捗状況をお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。地域担当職員制度につきましては本年度と来年度で制度設計を行うということにしておりますけれど、現時点ではあまり進んでいない状況ということになっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

進んでいないということですが、地域担当制に対してどんな方向でやっていくつもりなのかその点もまだ明確になっていないということでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。この地域担当職員制度につきましては平成28年度から検討しているところではありますが、職員が通常業務を行いつつ地域担当職員制度としまして、職員がどのような地域の活性化などに取り組んでいくことができるかということが大きな課題ということになっておりました。

現在まで、地域担当職員制度としての取り組みのみを考えておりましたが、この間にはここ数年で町内4地区に集落活動センターが完成いたしまして、地域を知り、地域のために活動する集落支援員も会計年度任用職員として配置されております。また、住民の皆様におかれましてもその地域を活性化しようとする団体をつくれ、集落活動センター、こちらのほうを核として活動をされているというような現状ということにもなっております。

このような現状も踏まえながら考えてみますと、地域担当職員制度ではない取り組みもあるのではないかというふうに考えられまして、現時点では地域担当職員制度導入、こちらのほうの導入も取りやめることも含めて考えたいというふうに現時点で思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に今、職員の方々は本当に忙しい状況にあると思います。まず、褒めるほうからいきます。町長が就任して7年が過ぎました。この7年間本当に頑張ってくれたと思います。私たち凡人ではできないような素晴らしい視点で町を引っ張っていただきました。佐川町に新たな風を吹かせてくれたと思います。それは本当に素晴らしいことだと思います。本当にありがとうございます。

褒める一方で、ちょっと意見も言わせていただきます。

本当にそれは素晴らしいことなんですが、それゆえに大きな摩擦も引き起こしたのではないのでしょうか。町長の素晴らしい力を信じているわけですが、さらに大きく羽ばたくために振り返り、自分の弱点を克服することが必要だと思います。

本当に仕事が増えるばかりのこの7年間だと思いますが、新しいことを始めるなら何かをやめる、効率化するなどの工夫が必要です。仕事が増えるばかりでは職員は疲弊して本来の実力を発揮することができません。民間では利益と効率化を目指しますが、町職員は町民の幸せのために働くということが大切です。職員が疲れ果て、今の仕事をこなしていくのに精一杯では町民向いての仕事はできません。職員を育てていっていただきたい。

職員を育てていくのは教育のやり方と同じだと思います。それはその人のやる気を育てることが一番大事ではないのでしょうか。やる気を育てるにはどうすればいいのか、その点について考えていただければ、さらによい町になるのではないかと思います。

また、町長にさまざまな意見の違う方もおいでと思うんですが、そういう人の意見を聞く姿勢も大切です。意見を言ってくれる職員、人こそを大切にしていける町長になれば町政は今よりずっとうまく回転するのではないかと感じていますが、町長さんいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、また、過分にもお褒めいただきまして誠

にあります。ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私がこの7年間、トップダウンでとにかくやればいいんだという形でやってきた事例っていうのはほとんどありません。職員の話はよくよく聞いてかなり民主的に町政運営、経営をしてきたというつもりであります。ただ、やはり足りないこともたくさんあるかというふうに思います。それは日々反省をしながらやはりみんなが仕事をとおして成長して、仕事にやりがいを感じて生き生きと仕事もできる、そういう職場になったらいいなというふうに思っていますね、やはり寄り添って何かヒントを与えて自分で考えていただいてという形で、一般的にはコーチングといわれてる手法になりますけども、寄り添って伴走してあげてその人の成長を願うという形で取り組まなければいけない。今、一生懸命その部分をさらに伸ばしたいと思って私も勉強している最中でありまして。

地域担当職員制度につきましては平成26年度の平成27年1月に開催しました拡大庁議におきまして、職員を8つくらいのグループに分けてどういうふうに何に取り組んだら幸せな町になるのか、いい町になるのかということを、係長以上の職員が協議をして、話し合いをして合意形成を図った中で地域担当職員制度を導入したらいいんじゃないかという意見が半分くらいのチームから出てきました。職員の皆さんがそう思っているのであれば、ぜひやったらどうですかということで総合計画の中にも盛り込みました。私からやりましようとかやりなさいって言った事業ではありません。職員からの発案もありましたので、県外にも研修に行っていてですね、総合計画にも載せて、地域担当職員制度を佐川町らしく導入しましょうということで今日までできておりますが、結論はでないままできております。

総務課長筆頭に幹部職員にはやるのかやらないのか結論をそろそろ出しましょうという話をしています。止めてもいいです。別に地域担当職員制度ではなくて何か研修、地域に出てもっと知ることを努力しましょうという形でもいいですと。とにかく自分たちで言い出したことなんで、自分たちで決めて、やるやらないも決めて結論を出して進めていきましょうという話をしております。

私が町長になって仕事が増えて増えて大変だなと思ってる職員もたくさんいると思いますが、止めてるものもあります。止めれるものは止めてくださいという話もしています。できませんと言われてや

ってない事業もあります。基本的には皆さんの話を聞いて町政運営、経営をしているつもりでありますので、今後もですね、ぜひ坂本議員の視点からまたいろいろと御指導、御支援いただければというふうに思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういうお返事が返ってくるということを予想しておりました。

例えばですね、総合計画をつくるときに町長はみんなの意見を集約するのにワークショップの手法をとりました。これはみんなの意見を聞くという点では優れています。ところが、佐川町でやられたワークショップはみんなが意見を出し、それをまとめて発表、それまではやりましたが、そのあとそれをまとめるのはファシリテーターといいますかコーディネーターといいますか、そういう方が行っただので、そういう意味で本来ならまとめの発表を行った後、その参加者がその意見についてどれがいいですかというふうな投票などをして、参加者の多い意見のところを確認をするわけが私はそれが本当の最後までやり方だと思うんですが、それができてこそ合意なのに、ほとんどのワークショップをやったあとでは意見を言う、こういう意見がありましたよっていうだけで終わっていました。

私もかなり頑張って参加をしたんですが、1つだけでした。その最後に意見を聞いたのは。それは何かを決めるワークショップではなくて、ワークショップの勉強のためのワークショップだったように思いますが、その1件だけであとは全部そういうコーディネーターなりファシリテーターの方が最終的にあなたたちが言った意見ですよ、いやそうかなっていうふうな感じのアリバイづくりみたいな感じのワークショップかなというふうに感じたことがあったわけです。

本当に町長も皆さんの意見を聞こうとされていると思いますが、職員の方の中には言えないと、言いにくいという方もおいでることが事実です。で、町長のように何倍もの理解力で人の何倍も仕事ができる人もいれば、じっくりやっていく人もいます。しかし、町職員の方々は難関を突破して職員になったわけですから、優秀な人ばかりだと思っています。その職員を信じてじっくり待つ、職員のペースに合わせることでもぜひ考えていただきたいと思います。

話は膨れましたが、そういう意味で町職員は忙しすぎると。これ以上負担をかけてはいけないと感じています。そこで、地域担当職

員制度について提案をしたいと思います。総務課長も言っていました、町職員以外で地域担当制の仕事をしていけばいいのではないかと思います。

町は集落活動センターを佐川地区以外の4地区でつくりました。そこには支援員を配置し、町民の方のために働いてくれています。この人材を地域担当職員と考えていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、その集落支援員の方、これも地域を知って、その地域のために活動しておると。そして地域の中核になります集落活動センターで勤務しておることから考えれば、そういう地域担当職員であるという考え方もあるというふうには思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういうふうを考えるという前提のもとでお話を進めさせていただきますが、その方々たちは本当に地域と密着してやってくれています。けれども、さまざまな得意分野があり、人それぞれで違います。やはり、町政とのパイプをしていただくためには、より町政をわかっていただく必要があります。

そこで今、町が進めている施策を知っていただいて、よりよい相談相手になっていただきたいと思います。町が意識的にさまざまな町民向け施策について支援員の方に学習会を開催するやり方もあります。そのほかに言えば、議会の度に町長が行政報告を行っていますが、あの報告を聞くだけでも私は町の流れというものが非常によくわかると。そういうものを聞くだけでも非常に勉強になりますし、議員の一般質問、その答弁などを聞くだけでも今の問題点とか「ああ、そうだったんだ」といういろんなことがわかると思います。

それから、例えば年間予算勉強会とか決算勉強会とかしていますが、そんなことも一緒に傍聴されればかなり町政については詳しくなるんじゃないかなと。そういうふうなことも可能で、そういうふうな学習を重ねることで支援員の方が地域担当の役割が果たせるかと思いますが、その辺についてはどんなにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。本年度、新型コロナウイルス

感染拡大の臨時交付金を使いまして、集落活動センター、また佐川地区はあったかふれあいセンター夢まちランドに4Kのテレビとタブレット等、役場とICTでネットワークを結びまして、オンラインで会議ができたり何か共有する、そういうICTのネットワーク化を図る予定をしております。

その中で、これは執行部で決められる話ではないですけども、例えばこの議会をライブ配信をしますということになりますと、集落活動センター、まあ、集落支援員だけではなくてですね、集落活動センターにおいでの方の全ての住民の皆さんがそれぞれの拠点でライブで議会を聞くことができると、見ることもできるということになりますので、そういう使い方は今後考えられていくのかなというふうに思います。

ただ、まだ議会のほうでライブ配信、生中継をするということに関しては決まっておりますので、この議会、私の行政報告も含めてですね、この定例会の議事録を書面でファイリングをして資料として各集落活動センターあったかふれあいセンターには置かせていただいて、それぞれの支援員の皆さん、また、住民の皆さんと情報共有を図るような取り組みは今後考えていきたいなというふうに思います。

定期的に集落支援員の皆さん、月1回と聞いておりますけども、集まって勉強会、情報交換もしております。新しく学習会という形にするかどうかはわかりませんが、まずはいろいろな手段で情報共有を図って、町が今どのようなことを考えてどのようなことを実行しているのかということ共有させていただくということがとても大切な事だと思っておりますので、前向きに検討を進めていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういう意味ではですね、佐川地区には集落活動センターがありませんし、支援員もいません。そういう意味では佐川地区にもそういった職員の配置が必要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。佐川地区のあったかふれあいセンターはNPO夢まち協議会が運営されております。あったかふれあいセンターの活動以外に佐川地区を広く、佐川地区を知って佐

川地区の地域づくりを担うという活動を協議会としてしたいよということでしたらもちろん集落支援を佐川地区にも配置をする、集落支援員として活動していくと。みたいなことは当然考えられます。

佐川地区広いので、例えば、例えばですけども要望があれば甲・乙・丙それぞれに1人ずつ配置をするということを考えてもいいのかもしれない。

そのようなことも考えておりますので、NPO法人の夢まち協議会の皆さんと協議を図りながら、御意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

堀見町政になって、本当に各地区に集活ができ、あったかができ、町民の方は非常に喜んでいます。地域住民のサポートができるという地域担当制も兼ね備えることができれば住民の方は助かり、町政と地域をつなぐ大きなパイプになると思います。せっかく各地区に配置している集活の支援員を活用してその制度を推進していただきたいと思います。これで2問目の質問を終わります。

3 問目です。農業者の持続化給付金についてお伺いします。

当初、持続化給付金はコロナ対策緊急経済対策として事業収入が前年度月比 50%以上減少した事業者について、前年度の事業収入からの減少額を給付するという減収補填の意味合いが強いものでしたが、農水省は食料の安定供給や農業の生産の持続維持を重点に全ての農家を対象にすることに変化してきたのではないかなと思うんですが、農業者向けの持続化給付金について、その制度について説明をいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。持続化給付金制度につきましては新型コロナウイルスの感染症拡大によりまして、特に大きな影響を受けた事業者に対しまして事業の継続を下支えするため、国のほうから給付金が支給される、事業者に対して給付される事業となっております。

給付額は個人の事業者で最大 100 万円まで、法人では最大 200 万円までが支給されるようになっております。支給対象者は 2020 年 1 月以降新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によりひと月の売り上げが前年度月と比べて事業収入が 50%以上減少している事業者となっております、農業含め幅広い業種が対象となっております。

このうち個人の農業者に対しましては前年の事業収入の 12 分の 1 をひと月の収入とみなすことができると。それで 50% 以上減少している月がひと月以上あることが申請要件となっておるということでございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ということはですね、農業者にとって年間 50% 以上の減収でなくても、年間収入を 12 で割り、それを平均月収としてその平均月収と今年度収入がない月との比較で 50% 以上減収している月があり、少しでもコロナの影響があれば、持続化の制度を活用できるということですか。

産業振興課長（森田修弘君）

新型コロナウイルスの感染の拡大により特に大きな影響を受けた事業者であることが前提ということではございますけれども、1 年間の収入ということではなく、前年の収入の 1 年間の収入の 12 分の 1 とひと月を比較して 50% 以上の減少がある月がひと月でもあるということが申請要件となっておりますので、年間で比較して 50% を超えちゃう超えてないっていうことは判断基準ではございません。ひと月の基準で申請の要件を判断するということになっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

経済産業省は持続化給付金で外食産業や宿泊業など、コロナ禍で明らかに大ダメージを被った業界の支援・被害の補填を目的として最初やっていたと思います。農水省は農業でコロナ禍の影響を受ける農家に対し、将来的な生産能力の低下を招かないように国が先手を打ったということではないでしょうか。

コロナで、農業者は一度生産能力を失うと取り戻すのに時間もお金もかかります。食糧供給という国民の命の根幹にかかわる部分を国が重く受け止めて、そういうシステムにしたことは素晴らしいと思います。それでも、申請をしない農業者もたくさんおいでますが、その事実を知らない、そういう制度がそうなっていることを知らないというふうな方もおいでますし、そのコロナで影響を受けたかどうかをきちっと証明ができないという方もおいでます。

6 月 25 日、秋田県農林水産部のチラシについて農民連が農水省に問い合わせた結果、農水省経営局経営政策課は、「確かにコロナの影響があることが求められているが、それを証明することまで求めて

いるわけではなく、そもそも農業者にとって証明も難しいことであると考えます。水稲単作農家の例を出して、「対象とならない」とするのは国の方針より踏み込んでいる。申請者がコロナ影響対策の給付を受けたいという趣旨で申請してもらえばいい」というふうな回答をしております。つまり、コロナ禍により自らの農業経営がどのように影響を受けたということについては、受け止め方は個々の別々であり申請理由に証明は必要とないとなっています。

農水省が農業者向けの持続化給付金のパンフレットを出していますが、佐川町ではどのような手立てで農業者に周知を図ったのか。また、全ての農家の人にそのチラシなり内容なりが届いているのかお伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

佐川町では持続化給付金に関するパンフレット等、役場のほうに設置をしております。新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けた事業者のほうからお問い合わせがあった場合には、給付金についての説明を行うとともに申請窓口等の案内を行っております。

特に影響の大きかった花卉などの生産者につきましては直接こちらのほうから御案内をさせていただいたこともございました。そのほかいくつかの部会のほうに属する方について問い合わせ等行ったところ、農協のほうからの説明もしっかりもらってるよということは聞いております。で、農協のほうに確認しておきましたところ、各生産部会でしっかり周知をしておると。で、農業者からの相談にも対応しておりますし、必要な資料等があったらしっかり提供するようにしておりますということを確認しております。

新型コロナウイルスの拡大の影響が考えられる生産者の方にはほぼ周知が行き届いているとは思いますが、町のほうからパンフレットを郵送するとかそういったことができておりませんので、全ての農業者を対象に十分な周知が行き届いているっていうところまではやっぱりいっていないと思います。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

やっぱりですね、1 番の問題は農業者向けの持続化給付金について、農業者、知らない農業者がいるということではないでしょうか。やはり、これももう締め切りが 1 月ですので時間がありませんけれども、今後のことも考えて言わせていただきますと、やっぱりきちんと知らせる必要があるのではないかと。そういうふうに思います。

また、今回質問にあたっていろんな方にお聞きしたのですが、担当者の方々が真摯に取り組んで農業者の不利益にならないように頑張ってくれていることがわかりとても嬉しく思いました。

国は農業者に対して次々と新しい施策を出しています。これからも行政が情報を適正に出して、手厚くサポートしていくことで農業を守っていくことができます。佐川町の農業では専業でやられている方は少なく、多くが兼業農家です。農業者の方はコロナがなくても利益が上がらず自分の年金で補っている方がたくさんいます。少しの影響で廃業する方も出てくるかもしれません。そういう本当に佐川町の農地を守るために頑張ってくれていますが、そんな努力はずっとは続けることができず、結局廃業をして農地の荒廃が進む結果になりかねません。農業を守るためには行政がどうサポートできるかにかかっています。これからも自然を、農地を守る観点で町独自の施策も展開しながら頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩します。

訂正します。2時45分まで休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員の橋元です。新型コロナ感染の世界的な拡大が続いております。世界では約6,500万人が感染をし、約150万人の方が死亡していると報道されています。国内でも深刻な事態を迎えてきてる中、県内では12月2日に県が警戒レベルを引き上げましたがそれでも、4日には15人、5日には19人、そして昨日の日曜日には18人と感染者が急増してきております。いつでもどこでも世代を超えて誰でもが感染するリスクを背負い、不安を抱える生活が続いております。

先日の飲食業経営の方の話です。今年は3月の年度末、夏のお盆の時期、そして年末、コロナ感染がはやって、例年お客さんが多く収入が見込める時期に今年は客足が遠のき大変なダメージを受けると悲痛の声を上げられております。

この間、町としましても町民の皆さんの命と暮らしを守るために、いろいろな支援策を予算化して執行されてきてるところであります。引き続き町民の皆さんから「助けてほしい」「何とかならないか」などの声、相談が届いたときには行政の専門家としての職員の皆さんの力を存分に発揮していただいて対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

また、世界一幸せなまちづくりを目指す佐川町ですけれども、10月には町営住宅において8050問題にかかわるような痛ましくとても悲しい事件が発生いたしました。私は新聞報道でしか把握できておりませんが、支援ネットワークで異変を察知し、担当職員の方が警察と一緒に対応されて発見されております。担当された職員の方、ショックを受けられて大変な思いをされてるのではないかと心配もしております。この8050問題に係ることにつきましては町としても既にさまざまな対応も検討されているかと思っておりますけれども、幸せな町づくりを進めていく上で、住民同士のつながり、住民と地域社会と行政とのつながり方を検討していくことに係る重大な課題として位置づけて引き続き対策の検討などを進めていただきたいということを冒頭をお願いしておきたいと思います。

それでは、通告に沿いまして質問させていただきます。

初めに、先の9月定例会で時間不足で質問できなかった職員の皆さんの勤務条件に関して質問をしてまいります。

本町では職員の能力と業績評価を2本柱にした人事評価制度が導入されております。昨年度の正規雇用職員の人事評価制度の結果について、どのような分析を行い、どのような課題が出ているか説明を求めたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。昨年度の人事評価の結果についてどのような分析とかがいろいろやって、どのような課題という質問でよろしいですか。

それではお答えいたします。人事評価は当然所管課、総務課となっておりますので総務課のほうで行って、取りまとめ等の事務を行っ

ております。総務課のほうにおきまして人事評価が終わりました際に、人事評価実施調査というものを実施いたしました。そのときの対象職員が134名ということでありまして、その全てが人事評価制度が目指すものとか、役割、実施内容について理解できているかというような質問に対しまして、理解できたというような回答をいただいております。このことから人事評価制度自体は職員に浸透しているものというふうに考えております。

管理職などの面談におきましても能力開発及び人材開発を行うために実施しており、有効に実施できたかという問いにつきましても、ほとんどの管理職のほうが有効に実施できたというふうな回答になっております。

そして、人事評価の評価結果、これにつきましてもほとんどの者が納得できたというふうに回答をしております。そのようなことから人事評価制度は能力開発及び人材育成につながっているのではなかろうかというふうに考えております。

分析の中で今この人事評価制度自体は業績評価、能力評価ということになっております。能力評価におきましてはその中で評価項目、評価の点、評価が1及び2。評価が5段階ありますけれど、その能力評価の評価によりまして1及び2の評価された職員。そういう職員につきましましてはその次の年度に能力開発の研修の受講対象者という者に選定しまして、その評価された内容に応じて、その評価の内容に応じましていろんな研修がございます。その研修、合うような研修に研修計画を策定の上、その研修を受講させております。そして、受講が終了した際には研修レポート、そういうものの提出を義務付けておりまして、そのようなことを通じまして本人に気づきを持たせると。職員として必要な能力を向上し、町の職員として住民サービスに一層取り組むことができるようにそのような人材育成のほうを行っております。

課題についてでありますけれど、これはこの人事評価自体は平成28年度の制度導入ということになっております。それ以来、その解消に向けてはさまざまな改善策をずっと実施してきております。そのような改善策の中でいろんな改善策の中で昨年度におきまして、改善等を検討するような課題はございませんでした。今まで、いろんな課題が出てきた中でいろんな改善を行っております。そのようなこともありまして、昨年度においては改善等を検討する課題はな

かったということにはなっております。ただ、今後も各年度において課題があった場合は当然その解消に向けて取り組んでいくということにしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。能力評価、業績評価が職員の方々の力量アップにつながっていくような制度にしていくということで、導入後毎年検討されているんですけども、この人事評価の結果が職員の皆さんの定期昇給、勤勉手当に直結をしてるかと思えます。

昨年度の評価について定期昇給と勤勉手当にわけて資料を見ますと、AからEの5ランクにわけて提供されてるという実績がありますので、去年はどういうふうの実績が出たのかということを説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。定期昇給と勤勉手当のランク自体は同じ評価結果を用いております。定期昇給と勤勉手当にわけてランクを設けておるということとはございません。

昨年度の結果につきましては再任用職員を含む評価対象職員のうち、総合評価結果。この総合評価結果におきまして勤務成績が極めて良好である区分Aというこの職員はおりませんでした。勤務成績が特に良好である区分Bと評価された職員は7名おりました。次に、勤務成績がやや良好でない区分Dと評価された職員が8名、勤務成績が良好でない区分Eと評価された職員が2名ということになっております。それ以外の職員につきましては勤務成績が良好である区分Cと評価された職員ということになっておりまして、そのC評価の職員は117名という結果になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。その評価がですね、こうして定期昇給や勤勉手当に直結してることであれば、評価のあり方が職員の皆さんの日々の仕事に重大な影響が波及してくるのではないかなというふうにも思っているところであります。

この平成28年度から導入して、今3年目、4年目に入ってるんですか。この中でですね、毎年改善を含めて検討しているんですけども、賃金とリンクさせてこの評価制度がこう、効果をあらわしてるという具体的な事例があればぜひ教えていただきたい。Aは0やったけども、Bの方。そしてまた、DやEに評価された方

もいますので、そういうのが具体的にどういう効果としてでてくるのか事例があれば説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。あの、事例ということでありませうけれど、この評価自体はですね、効果については単年度で急激に変化するものではなくて、中長期的にあらわれるものだというふうには考えております。結局、この効果といいますのは結局各課で実施しております人事評価の最終面談におきましては、職員一人一人にその評価したのからあなたの今年のこの評価の内容はこのような内容であるということをして十分な説明を行っております。

そのようなことを通じまして次年度の職員がその職務に取り組む意識であるとか意欲の向上とかいうものにはつながっているというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

先ほどもありましたように、効果が単年、短期ではなくて中長期に出てくるのではないかと、そういうことを踏まえながらの賃金と結びつけた人事評価であります。

ただ、この町行政の中で本当に多岐にわたる職種の中で数値化しにくい職種や業務もあるかと思います。一方、数値化しやすい職種や業務内容もあると思うんですけれども、自己目標の数量的な設定とか、今言われた客観的な評価というのは大変難しいのではないかと。しかも、絶対評価なのか相対評価なのか。職員の皆さんに説明をされてるってことであれですけども、もう少しきちんと見える形をつくるってことが重大な課題ではないかなというふうに思ってるんですけども、そこらへんどんなふうに対応されてるのか説明をしていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。評価自体は絶対評価で行っておりますので、ほかの職員と比べての相対評価ということではありません。そしてこの目標につきましては橋元議員がおっしゃられるとおり、その各課あるいは業務、その係の内容によってはなかなか個人目標としてつくりにくいという業務があるというのは実際上あります。

そのような中で個人目標につきましてはまずは町の総合計画なりの計画があつて、そしてその各課ごとの組織目標というのがあります。そしてその組織目標の中で重点目標なりいろんな目標があつて、

その中から個人が目標設定するというようなケースもあります。ただ、数値化がしにくい、いわゆるルーチン業務のものについても町のほうでこのような目標設定をしたらという例を示してその例に沿って目標設定するというような手はずというか段取りもしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。まあ、そうした目標を設定する段階では一定の設定された基準があって、それに沿って各職員の方々が自己目標を立てていくというシステムですけれども、総合計画に基づいて重点化されて、各課ごとに設定される目標基準っていいですか、それは一定オープンにされているのか、外から開示を求められて出てくるものなのか、出てこないものなのか、ちょっとそこを聞かせてください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。各課の組織目標につきましては全庁で共有のほういたしております。あと、職員のほうから要望があった件につきまして、管理職のほうの個人目標も公表してもらいたいという声にもお答えして、全職員が管理職の個人目標が見えるようにも設定しております。

要望があれば、組織目標なりそういうものにつきましては公表は当然いたしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、また見せていただきまして、課題なんかも検討していきたいというふうに思っています。

今年度は、課の再編等もあってスタートして、しかもさらにコロナ感染防止対策が突然出てきて、業務の中身も様変わりした部分もたくさんあるのではないかなというふうにも思っています。この業務が増えることを想定すると、今年度の各職員の皆さんが提出された自己目標の設定の仕方等含めて、何か去年とは違ったシート目標が設定されてるかどうか、何か特徴的なことがあれば教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。結論から申しますと新型コロナ関連で特に今年個人目標で特徴的な目標っていうのはございません。新型コロナ関連では個人が目標を設定するために行動計画のひとつとしていました町イベントの中止とかセット健診などの延期、このようなもの

はございました。

中間面談におきましてもこの新型コロナウイルスを含む感染症対策へ目標を変更した職員もおりません。当初は当然そういうような目標を設定しておりません。そして中間面談の折にもこのコロナの関係で目標変更した職員自体もおりません。

この新型コロナウイルスの感染症に起因する業務につきましては担当課での対応も当然のことではありますけれど、職員全体の問題として町として取り組んでおるということでございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。大変な恒常的な業務の中で、改めてこうした新たな課題が出てきて業務が増えてくる。そういうことを踏まえながら人事評価制度が進行してるわけであります。

先ほど課長の答弁からありましたように、毎年この人事評価制度については分析もし、改善のためにも検討もしていくってことです。そのことをぜひ続けていただきたいというふうに思います。

続いて、会計年度任用職員についてであります。2020 年度の会計年度任用職員がスタートして、フルタイム、パートの職員が配置されているかと思えますけども、その会計年度任用職員が配置されております職種の内容について説明していただければと。そしてまた、この会計年度任用職員の配置というのはどのような手続きで決定されていくのか、概略を説明していただきたいと思えます。

総務課長（麻田正志君）

御説明いたします。少々長くなりますけれど、ご勘弁ください。

令和 2 年の 4 月 1 日現在の会計年度任用職員の配置につきましては町長部局が 86 名、農業委員会が 1 名、教育委員会が 70 名で合計で 157 名ということになっております。各部局の人数とあわせましてその職種と人数のほう説明をさせていただきます。

先ほども申しましたように、町長部局のほうで 86 名でありまして、その職種と人数について御説明をいたします。

まず、事務補助が 12 名、移住相談員が 1 名、保育所保育士が 18 名、その他保育士等が 1 名、給食調理員が 2 名、管理栄養士が 1 名、歯科栄養士が 1 名、健診在宅スタッフが 6 名、介護予防スタッフが 2 名、介護支援専門員が 2 名、介護認定調査員が 3 名、農業経営指

導員が1名、地域林政アドバイザーが2名、地域おこし協力隊が24名、集落支援員が10名、ここが町長部局の職種ということになります。

続きまして、農業委員会の1名につきましては事務補助ということになっております。

次に教育委員会のほうで合計で70名ということになっております。事務補助が9名、学校支援員が17名、学校校務支援員が2名、学校図書支援員が1名、教育相談員が1名、社会教育指導員が1名、教育指導員が2名、基礎学習支援員が3名、放課後児童支援員協働活動支援員が14名、子どもプランコーディネーターが1名、スクールソーシャルワーカーが1名、学校用務員が5名、給食調理員が7名、その他保育士等が2名、図書館職員、これは司書でございます。司書が1名、技術職員、これは桜座のほうになります。こちらが2名、技能労務職員、これは文化センターの宿直になります。1名、という内容になっております。以上でございます。

あと、すいません。手続きにつきまして御説明いたします。

本年度の会計年度任用職員につきましては制度の開始ということもございまして、昨年度の7月に各課に対してヒアリングを実施いたしました。その時点で任用している臨時職員の方をベースといたしまして、その職の必要性等を精査して会計年度任用職員、こちらのほうに移行する人数、勤務形態等を決定をいたしました。その内容をもとに本年度の1月から2月にかけて募集を行いまして、各課で面接を行いそして4月より任用という形をとっております。

この会計年度任用職員の任用にあたりましては各課で必要とする職種、人数、勤務形態等を決定し、総務課と協議をさせていただいて、募集・面接を経て任用を行っていくという内容になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

160名近い職員の会計年度任用職員としてですね、任用されて、町政を支えていただいているということが一定分かったかと思えます。

この会計年度任用職員の任期につきましては原則が1年なのかなと。で、国の資料を見ますと3年で制限がかかっているということもうかがえるかと思うんですけども、雇用についてこれほど短期に人が入れ替わっていくようなシステムの中でちょっと大きな課題が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、こういう雇用形態に

ついて町としてどんな対応をされていくのか、何かそういう方針を立てておいでるのであれば説明していただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

この会計年度任用職員の設定につきましては、任期は1会計年度ということになっております。ただ、再度その職の必要性を精査いたしまして必要であると判断した場合に、次の年、次の年度に改めて同一の職が設定されるというのが基本になっております。

そして、3年のことにつきましては御説明させていただきますと、会計年度任用職員の採用に当たりましては、任期ごとに客観的な能力の実証が必要ということになっております。そして、今年で言いますと来年度以降の採用につきましては、その同一の職が来年度もまた同じように設定された場合には、国の取り扱いを参考に公募せず、本年度の勤務実績に基づく能力の実証によりまして、再度の任用を2回まで行うことができるということになっております。これが先ほども言いました3年の制限ということになります。

この3年が経過したあとに、もう1回その職が必要ということになりますと、再度、この場合は公募という形で公募いたしまして、任用、同じ方が応募されてその方を雇うということになれば、再度公募により任用する場合もあるという形になります。以上です。

（「課題」の声あり）

お答えいたします。課題につきましては特に会計年度任用職員の方が、町のこの行政の仕事をずっとやって実績を蓄積していく上というような課題ということでありましたら、特にはないんではなかろうかというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

会計年度で1年単位で雇用が継続されて、2回までは公募しない、3年経過した段階でまた公募という形で佐川町を支えていただける会計年度任用職員の皆さんの財産がそこで一定切れたりつながったりということをしながら、ある意味臨時職員の場合と同じように不安定な状況に置かれたままで仕事をされてるってことは大変町民の皆さんにとっては貴重な存在でもあるんじゃないかなというふうにも思っています。

この、ぜひ、そこらへんクリアできる課題があれば、継続してその方々が雇用されていくように、ぜひシステムのほうも検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

この会計年度任用職員につきましても、人事評価制度が適用されていくというふうに出ているかと思うんですけども、正規職員の評価と賃金とのリンクとの関係で異なる点があるのかなのか。異なる点があればどういうところが違うか説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。人事評価につきましては正規職員は業績評価と能力評価合わせまして、人材育成や能力開発をして行うものということになっております。会計年度任用職員の方につきましては次年度に競争試験によらずに雇用することができることを実証するために行うものということになっております。

会計年度任用職員の職は任期のない常勤職員と違いまして、先ほども申しましたとおり、1会計年度ごとにその職の必要性が吟味されて、新たに設置された職として位置づけられるものということになっておりますので、同じ職の任期が延長されたとかあるいは同一の職に再度任用されたということではなくて、あくまで必要とする新たな職に改めて任用されたということになります。こういうことから会計年度任用職員の人事評価につきましては、任期ごとに客観的な能力の実証を行った上で、任用することが求められておりますので、人事評価自体はそのような内容で行われるということになっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

この制度が全国で導入され、全国的にも公務員の3人に1人が会計年度任用職員として運用されているというのは報告もあります。

本来私は行政の役割っていうのは、職員の皆さんが日々されてる仕事っていうのは町民の、自治体の住民にとっては住民の財産につながっているというふうに思っているところです。ぜひ、臨時職員から会計年度職員に制度が変わったとしても、臨時で頑張っている方々のこの実績というか、財産っていうかは絶対に失うことがないようなシステムに、私は変えていくべきではないかなというふうにも思っています。

で、臨時職員の方々の境遇っていうのは大変深刻な状況もあるのかなというふうに思っています。私自身も、もう昔のことになりますけども、採用されるまで5年間臨時をして清水から室戸まで転々としながらの生活をした経験を持っております。そうした中で私は

やっぱり基本的には各市町村の職員の定数が鍵を握ってるんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

9月議会で単純に人口割で職員数を比較をしてですね、お示しもし、佐川町は皆さんが抱えてる住民が非常に大きいということも指摘もさせていただきましたら、麻田課長のほうから「いや、高知市がもっと高いよ」という指摘もされたところですけども、総務省の地方公務員制度等類似団体職員数の状況の資料を見ますと、市町村の職員の定数は人口規模以外にも、課長も指摘されたんですけども、地勢条件とか市町村の財政状況等の社会的経済的条件、地域住民の行政に対する要望や市町村の施策の選択等々さまざまな要因、行政需要というらしいですけども、で、決定するという説明があります。類似団体の中で他の市町村と比較して各部門の職員数の違いを把握するデータとして見る上でも使える資料ではないかというふうに説明もありました。

その基礎データとして、人口1万人に換算した職員数が提示してありました。佐川町と類似する全国54団体の中で佐川町は下から数えまして19位にありました。これは2018年度のデータです。で、課長が指摘された高知市の類似団体、高知市は上から7位のところに位置しておりました。比べ方によってこれほど違うものなのかということで、改めて佐川町の職員の皆さんの賃金あるいは条件等が劣悪な、劣悪というか悪い状態にある、置かれてることが続いているということを指摘をさせていただきたいというふうに思います。

この佐川町としてこの定数や賃金の見直しなどの職員の勤務条件の改善というのは、職員の皆さんだけの問題でなく、先ほどから繰り返しますけども、町民の皆さんの暮らしや生業を支援していくことに直結していく重要な問題だというふうに私は捉えているところです。職員の皆さんの一人一人の業務が町行政を取り巻くさまざまな情勢の変化に伴って、これまでの実績を踏まえた対応が求められている仕事でもあるかと思っています。

そして若いときに入職をされ、年を追うごとに一人一人の職員の皆さんが蓄積されていく仕事上の実績というのは町民の財産になっていきます。だからこそ、短期間で人が変わることは町民としてはマイナスになるというふうに捉えているところでもあります。町政に必要な職業、職種の人材は正規採用で対応していく。予算的な限界もあるかと思いますが、ぜひ、この定数改善、9月議会でも少し

そういうことは検討していくということも言われてましたので、引き続きこういう町職員の定数改善については、重要な課題として受け止めて検討していただきたいなということを訴えたいと思うんですけども、課長なり町長なり最後のそういう町の姿勢をお示しいただければと思いますけど、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。職員の定数の問題につきましては庁議でもこれまで何度となくいろいろ協議をしてまいりました。

私が町長に就任したときはですね、町長部局におきましては定数いっぱい職員ではありませんでした。仕事の実態と見比べてですね、特にやはり健康福祉課の仕事がかなり新しい仕事も増えてる中で、職員数がちょっと足りないのではないかとということで、町長部局につきまして特に定数いっぱいまで職員の実情を聞きながら、要望を踏まえながら正職員の採用人数は増やしてきました。

ただ、町長部局の104人の定数になりましたので、その中で中期的な視野でどのように人のやりくりをしていくのか、健康福祉課の仕事はまだまだ増えてます。子供・子育てにかかわる部分ですね、そこでも令和4年度からスタートさせなければいけない仕事もありますし、仕事は特に福祉の分野では増える一方でございます。

ただ、佐川町は幸いにも国土調査の業務、現地調査は昨年度で終わりました。今、認証等残ってる仕事について進めておりますけども、国土調査の仕事が後数年で終了ということもあります。全体を見ながら104人で回していけるのかどうなのか、教育委員会につきましては今後、図書館の整備に合わせて定数をどのように考えるのかということも課題としては残っておりますので、庁議の場でしっかりとそれぞれの部局において適正なる定数なのかどうなのか、足りない場合は足りないとはっきりと言ってほしいと。そのためにも課長が各職員の仕事の中身、仕事の量を把握した上で庁議の場でしっかりと議論をしてほしい、意見を上げてほしいというふうに言っておりますので、私も含め各課局長、議会に出ているメンバー、各課局長の役割が大変重いものだというふうに思っておりますので、定数を増やす、変更するということについて、もし庁議の場で協議された結果として出たならば、条例を改正するということになりますので、まずは議会の皆さんといろいろと協議をさせていただいた上

で、進めなければいけないなというふうに思っておりますが、ここ数年におきましては定数を増やさなくてもなんとかやっていけるのではないかなというふうには思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、課長の皆さん、担当の職員の方々の声をしっかり受け止めていただいて、担当されてる仕事の分析もされ、定数についてはぜひ声を上げていただいて、庁議の中で改善の方向に向かうようにその先頭に立っていただきたいということを訴えてこの質問については終わりたいと思います。

続きまして、高北病院の存続についてであります。コロナ感染対策で仁淀川流域の中山間地域の公立病院としての役割や責務が再認識されてる状況の中で、昨年9月に厚労省から都道府県公立病院の統廃合を検討する対象として県内の公立病院が指摘され、その中に高北病院も上げられました。私は新聞報道で初めて知りました。本当に勉強不足であることを痛感しております。

そして、10月13日でしたけども、県の社会保障推進協議会の自治体キャラバンで町長がそれを受け止めていただきまして、懇談の場、要請の場がつけられました。その場で出された事前学習の中で、私も知り得た資料なんですけども、2019年度の第1回高知県地域医療構想調整会議がこれがブロックごとに行われてて、この日は中央区の仁淀川部会としての定例会が開かれて、その中の資料の中に新公立病院改革プランが提供され、協議をされている内容であります。このことにかかわって質問をしてまいりたいと思います。

2025年までに、この資料の中によりますと、高北病院は地域の公立の医療機関としてどのような役割を担おうとしてきているのか、そういうことが投げかけられています。そういう地域の公立病院として、医療機関としてどういう機能、役割を担っているのか。医療機能の病床数などを含めて説明いただければというふうに思います。病院副管理者兼病院事務局長（渡辺公平君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

高北病院の医療機関としての役割、どのように考えておるかということでございますが、高北病院では地域包括医療ケアの認定施設、公衆衛生活動病院、救急告示病院、災害救護病院、この4つの機能と本年度に指定を受けました新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関、この5つの役割を担っていこうとしてございます。

それと、病床の機能につきましては新公立病院改革プランを策定する1カ月前、2018年の2月に地域医療構想とか、あるいは診療報酬の改定、あるいは介護報酬の改定、地域のニーズ等を踏まえて病棟改編を行っております。現在の病棟機能の病床数は急性期病床数が40床、回復期病床数が16床、慢性期病床数が42床の合計98床になってございますが、この機能を今後とも2025年まで維持していかうというものでございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう2025年までについては公立病院としての機能を維持していくための目標が設定されているところであります。その、提示された資料の中に2025年以降、高北病院は他の医療機関との再編を検討の可能性ありというのが記載もされているところであります。

この高知県地域医療構想調整会議において高北病院が周囲の民間医療との役割分担踏まえ、公立病院でなければ担えない分野への重点化をどのように進めようとしているのか、この重点化について協議されていることがあれば説明をいただければというふう思います。

病院副管理者兼病院事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。先ほど申しました5つの機能、これは公立病院の役割でございます。まさに、民間病院ではできない公立病院としての役割でございます。これを昨年度までには体裁を整え、本年度には新たにコロナ関係の検査協力機関として指定を受けました。この機能の役割を、5つの役割を継続して担っていこうということを考えております。これは民間病院ではできない公立病院としての役割だと考えてございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今後2025年以降も先ほどの5つの機能を備えた公立病院として継続をしていきたいとそういう設定がされているというところであります。国が示しました2040年を展望した医療提供体制について、2019年に国が都道府県に要請対象の医療機関を公表して先ほどみたいに指定もされ、都道府県は遅くとも今年の秋、既にもうできてるかもしれませんが、県が再協議、そして同意を得て、合意を得て国のさらなる対応につなげていくと。

国が基本的には公立病院の統廃合を視野に入れた都道府県に指示をしておりますので、今後、5次総合計画の中で健康特使のところで2025年には5人に2人は高齢者になると。そして人口動態も人口

が減っていくという状況の中で佐川町の中にあるこの高北病院、2025年までにこれから存続していくために、さっきの5つの機能を踏まえて、さらに何か具体的に対応していくような視点っていうのが何か検討されていることがあるかないか。あれば説明いただければというふうに思います。

病院副管理者兼病院事務局長（渡辺公平君）

はい、お答えいたします。今の5つの機能の中では特に地域包括医療ケア認定施設です。これの中身が重要になってまいります。今後の地域の人口の減、高齢化、医療需要の減、地域のニーズ、こういったことを十分に把握した上で、医療介護の機能ごとの病床数とかをその都度タイムリーに見直していかなければならないと思っております。

現在、先ほど申しました病棟の機能、それとケアミックスの介護施設等についてニーズをあるいはそれぞれの数値の状況に応じて的確に対応していく、これがまさしく地域の公立病院としての受け皿になってくる機能だと考えております。

1 番（橋元陽一君）

はい。人口動態に合わせて病床数等も含めてタイムリーに検討していくということでもあります。現在の病院の規模が人口減少に伴って小さくなっていくのかなということも一定想像もできるわけですが、今議会の町長の行政報告の中にありますように、病院の給食については民営化が決定をされて進んでいきます。今のいろいろな条件も示してありましたけれども、人口減少に伴ってどうしても公立病院を維持していくためには重大な課題が出てくるのではないかなというふうにも考えているところであります。

この、公立病院のあり方を検討する地域医療構想調整会議に行政内部のメンバーだけではなくて、住民の代表が参加できるようなシステムをつくるべきではないかなというふうにも考えております。

この会議自体が議事録もなくて地元にある公立病院の統廃合、再編の検討が住民の知らないところで進められていくことはあってはならないんじゃないか。県が主導する会議だと把握しておりますけれども、先ほど紹介しました10月13日の県の社保協の町長に対しての懇談のときにも、町長自身にもこの団体の代表の方から県の会の中でこういう会議に対して住民の参加を、ぜひ、市町村から声を県に上げてほしいということも要望されたところであります。

町長は県に伝えますとその場でも答えていただいたんですけども、改めてこの場で、こういう病院の統廃合に伴うような重要な会議に何らかの形で住民が参加できるようなシステムを考えていただきたいと思いますけども、町長いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。現在、高知県地域医療構想調整会議の中央区、仁淀川部会の構成メンバーは医師会公立病院、薬剤師会、介護事業者、市町村保健福祉担当課、及び県となっております。あと、高知県立大学の教授がアドバイザーとして加わっています。

公立病院のあり方を検討する会議において、行政や医療介護関係者のみで議論するのではなく、住民代表の方にも議論に加わっていただくことは大変意義のあることだと考えておりますので、事務局である県の担当課に対しまして、住民代表を委員に加えることについて検討いただくよう話をさせていただきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、声が届くように御尽力いただきたいというふうに思います。合わせて人口は 2040 年には 9 千人くらいを割ってくるような状況、5 次総合計画の中でも想定もされてるところであります。ぜひ、この仁淀川中山間地域での公立病院としての機能をもつ高北病院を存続させるため、現時点でも町長としてなんとかして公立病院として存続をさせていくという、何かそんな思いがもっておいでたらここで表明をしていただけたらなと思いますけど、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。今、私はあくまでも開設者という形になっております。管理者はあくまでも病院長、和田院長でございますので、院長としてのお考えがとても大切だなというふうに思います。

ただ、やはりこの高北病院を町民の皆さん、佐川町の住民が本当に必要な病院なんだと、おらが町の病院なんだというふうに思っていて、大切にしていいただければ。例えば、お医者さんとか病院関係者、従事者の皆さんにいつもありがとうねということで声もかけていただいたり。これアメリカなんかでは地域の人たちが病院関係者を本当に褒め称えるといいますか、慰労するということはよ

くあるようには聞いておりますけども、そういう形で高北病院はおらが町の大切な病院なんだということで、住民の皆さんがおっしゃっていただいて行動に移していただければ、この病院はなくなることはないというふうに思っております。

また、越知町、仁淀川町含めて高吾北のこの3町にとってはなくてはならない基幹病院だというふうに認識しておりますので、高北病院はしっかりあり続けるというふうに私は思います。ただ、あくまでも管理者である和田院長がどのように考えて、今後、経営されるかというこのお考えが大切だというふうに思いますので、私から軽々に発言させていただくということは控えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そこに住む住民の皆さんの声もすごく大事だという指摘もいただいたところであります。それは大賛成であります。ぜひ、町民の声がこの佐川町に高北病院が必要なんだと、この仁淀川中山間地域に公立病院としての存在があって、大事にしたいという声が広がるように私自身も頑張りたいと思いますけども、ぜひ、町長のほうにもそういう声が届くようなシステムをぜひ検討していただきたいということをお願いしてこの項目についての質問を終わりたいと思います。

3 番目の質問であります。新たな産廃設備等についてであります。7 月 31 日に開催されてます第 2 回整備専門委員会の会議の内容など、概略について 9 月議会では課長のほうから答弁をいただきました。同委員会の議事録が 3 カ月たった段階でも公表されておられませんので、私自身が 11 月 9 日付で改めて議事録の開示を求めました。そしたら、県からの答弁はその段階ではまだ委員に発言内容の確認作業中であるということでの返答でありました。

そして 4 カ月たった 12 月 3 日付で県のホームページに 44 ページの議事録が公表されました。最初にいろいろ質問については提示をしてたんですけども、通告していた質問と少し変わってきますので、御了解もいただきたい。また、議事録を十分読みこなす時間もありますので、質問も不十分なところがあることも御了承いただければというふうに思います。

第 2 回整備専門委員会の中で動植物の分布にかかわる資料 8 は非公開でありますので、ありません。見ることもできません。資料 2

から資料 7 についての報告、説明がされております。県と町の連携会議の中でこの第 2 回専門委員会の会議で公表された資料 2 から 7 のことにかかわって県から町に対して報告や説明があったのかなかったのか。あれば、どんなことが説明されたかお聞かせください。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。先ほどの御質問につきましてですが、専門委員会での資料について改めてその分の説明というのを県からはいただいておりますが、町職員のほうが傍聴させていただいているということと、資料に使われている内容につきましては、地元説明会の折に使われている内容も重複しておりますので、そういった部分では町のほうで確認ができている分というのはございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

改めて町のほうに対しては、担当の方が傍聴されてるということもあって、町に対しての説明はないというふうに捉えていいのかなと思います。

この第 2 回の議事録をみますと、資料 3 の説明の中で、上水道の整備、あるいは資料 4 については進入道路について。それから資料 7 については施設の基本構想などについて説明がされて、委員からさまざまな意見が出されているところであります。しかし、この資料に建設予定地の地質の状況についての県の説明に対しては説明終了後何の意見も述べられておりません。質問も出ておりません。その場で事前に 2 回の意見聴取を受けておいでます専門委員からの補足説明もなく終わってることが分かりました。

建設予定地の地質の判断について、ボーリング調査、電気探査を請け負った業者の解析資料をセカンドオピニオンを含んで 2 人の専門委員の方が追認をし、その前に開かれた 7 月 12、13 日の地元の住民説明会の資料として掲載もされておまして、その資料の中で意見を求められたときの見解が述べられているだけだというふうにわかりました。私の捉え方が間違っていたらまた指摘もしていただけたらなというふうに思います。

そして、12 月 4 日の全員協議会で県から工事用道路建設先について説明がありました。説明では旧大平山鉱床の鉱山道路を活用するにあたり、建設予定地に入る西側の斜面が崩壊する危険箇所が見つかり、その対策を含めた工事費が約 2 億 7 千万、そして工事期間が

9カ月かかるという説明を受けたところであります。

こうした状況につきまして10月30日、11月27日と連携会議が連続して開かれておりますけども、こうした現地の状況について県から説明があったのかなかったのか。あったらどういう説明だったか説明をお願いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。第4回、第5回の連携会議におきましては主に地域振興策のことについて協議をいたしましたので、この斜面工事についての議論というのはございませんでした。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。9月議会で私が8月の段階で日本共産党の県議を通して県に開示を求めました9カ所の岩盤ボーリング柱状図について、そのうち5カ所の柱状図にかかわってボーリングの削孔速度のデータが記載されていないことを紹介したことであります。その後、県のほうからは9月議会の一般質問が終わった後に改めてデータが記載された柱状図が届きました。その経過については先ほどの4日の全員協議会でも県に経過を確認をさせていただきました。データの入力ミスだったということでもあります。

また、ボーリング調査の解析につきましては事前に意見を求められた2人の専門委員もこの柱状図については何も意見を述べられていないということも県から返答をいただいているところでもあります。

なぜ、私がこの柱状図のデータに強い関心をもってるかと言いますと、課長にもぜひ目を通してほしいというお願いをしておりましたので、このボーリング調査を担当した業者が調査結果を総括した文書が最終的に県に提出されてるところであります。

ここにその資料があるんですが、A3サイズの資料ですね、20何ページに渡る資料であります。課長には目を通していただいているのかなと思います。

この文書の中で掘進中の感触から大きな亀裂もしくは空洞と思われたところが、ボーリング場所のナンバー5の地下6メートル付近にあったが、その他のボーリング孔や電気探査結果やボアホールスキャナーで空洞らしきものは見られなかったので、施設を建設する区域内に空洞はないと評価をしてる、というふうに報告文書に記載されております。この柱状図の解析は専門的な知見を必要とすると思うんですけども、そのデータにミスがあったことを私は見過ごし

てはならないというふうに思っております。

この業者が掘進中の感触という言葉を使っていますけども、掘削するときにボーリングで掘り下げていくときにはメタルクラウンという金属のものとか、ダイヤモンドビットというダイヤモンドを使って岩盤の堅さに合わせて先を変えながら掘削を、ボーリングを掘り下げていきます。その業者の文書であります。このデータにミスがあったことにつきましては、私自身はこの施設をつくるについては安心安全を求める地域住民に対して、こういうミスがあることは許されないのではないかなというふうにも捉えているところであります。

県に対してこういうことを詰める場面はこれからになるんですけども、こうした経過につきまして、佐川町として何か確認がする手立てをとっていただきたいと思うんですけども、そういう手立てについて、あるいはこういう実態がでたということについて何か見解があれば御説明いただければというふうに思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 3 時 46 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。橋元議員のほうで地盤調査を行った業者のミスだということで何回かお話ありましたが、あくまでも印刷をし忘れてたという部分のミスであって、地盤調査そのものにミスがあったのではないというふうには理解をしておりますので、特に町のほうから県のほうに対して何かこの事案に関して改めて何か説明を求めるとかそういうことは必要ないというふうに考えております。

1 番（橋元陽一君）

調査にミスがあったということではなくて、こういうデータの開示を求められたときに、県として保管をしてる業者がプリントアウトしてデータを提示すると思うんですけども、恐らく 5 月 26 日の段

階で地盤の専門委員の方にも提示をしてると思うんですけども、そこで評価もされてるというふうに捉えてます。そのときにどういう柱状図が提出されたのか私は把握しようがありません。

で、県議に対して出したときには9カ所のうち5カ所が抜けてたと。で、改めてそれを指摘したら1カ月くらいたってから改めて提示をされると。こういうことに対して情報開示のあり方については一定問題があるんじゃないかということを私は言ってるんですけど、いかがですか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。それはあくまでも県のほうの対応の話ですので、町としまして具体的な事務を実施しているわけではありませんで、ちょっと答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県のそういう対応の仕方について問題があるということは指摘させていただいて、改めてまた場を、県に対しての要請については求めていきたいというふうに思います。

このボーリング調査と電気探査の請負業者が5月26日付で環境対策課のほうに第14号として、佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場地質調査地下水調査委託業務打ち合わせ資料っていうのを提出しております。忙しい課長にも一読していただいていると思いますが、この資料について1点だけ質問、お伺いしてきたいと思います。先日の全員協議会で配付された資料の落石箇所について、県のほうに質問をいたしました。

この場所がこの資料の3ページで、建設予定地入り口、旧崖の全景写真などが掲載してある西側進入道路、右脇の崩落危険場所にあたるのではないかと、そのことを県のほうにも説明したんですけども、この資料を見て、見られた課長自身はどのように捉えているか見解を述べていただければというふうに思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。あの、斜面崩落の場所のことをどう思ったということでしょうか。

こちらのボーリングの調査報告書自体は専門分野すぎまして私が完全に理解できるようなものではございませんので、直接、大平山ユニットと鳥の巣の境界のところというお話がありましたので、そ

の点については県のほうに確認をさせてもらいましたが、明確にどこに境界が通っているというのがまず分からないということと、当然、建物をつくるにはボーリング調査をさらに進めていくということになっておりますので、そこにはその過程でそういうことが調査されますから、特に問題はないというふうに私は考えております。

1 番（橋元陽一君）

専門的な知見を要する分野と思いますので、私自身も素人で見ても疑問に思うところを質問にさせていただいているところであります。

この建設予定地につきましてはこの資料の中では、表層地層は大平山ユニットと鳥の巣層群にまたがる石灰岩、砂岩、泥岩、混在岩が存在していると説明がされているところであります。また、この建設予定地の中央に位置するナンバー5、先ほども紹介しましたけど、このボーリング箇所を含めて、数カ所に湧水が確認されて、地表・地質調査では地下水が豊富にあるってということも指摘もされてあります。表層から10メートル付近に地下水が流れてることも指摘もされているところであります。

こうした特異的な地質をもつ予定地が南海トラフ地震が起きたときにどこまで耐えうるのか、単に私はN値が50以上だから、貫入不能だからというだけでは十分ではないんじゃないかというふうに思っているところであります。

ぜひ、連携会議を通してそうした地盤・地質分析についてもぜひ資料をしっかりと見ていただいて、疑問がもたれるところがあれば県に提起をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。今、橋元議員のほうから特異的な地質という話がありましたけども、何をもって特異的な地質というのかっていうことも私も分かりかねますけども、特にここに活断層があるというわけではございませんので、各年代の地層があったからといって施設の建設に問題があるというふうには考えられないのではないかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、町としましては疑問に思うこと、ちゃんともっと説明してほしいことに関しては説明を求めるようにしていますし、県のほうも何かあった場合は逐一説明をしてくれております。

私たち、和田課長も含めてですね、気になるところの掘り下げ方

が足りないのかもしれませんが、このような専門的な県の進めている事業に対する質問につきましては、誠に申し訳ございませんけども、橋元議員から直接県のほうに質問をして回答をいただいて、納得するのかしないのかそこまで、県とですね、ぜひやり取りをしていただきたいというふうに思います。

そのために知見者の方、有識者の方もいて協議をされてるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いします。

1 番（橋元陽一君）

私のほうからも県のほうに対しては引き続き質問をしてまいりますけども、ぜひ、連携会議がそういう機能を担っていただきたいという思いをしておりますので、そういう声を上げさせていただいてるところであります。

ぜひ、私のほうでも知り得たことにつきましては、担当課長のほうにまた個別に説明をさせていただく場をぜひつくっていただきたいなということをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

町政報告の中で町長のほうからもこの協定書に、次の段階に進む協定書についてはいくつか項目を挙げて説明をいただいたところがあります。再度、重なりますけども、この協定書の骨子の内容、それから締結に向けてどういう手続きや日程で進んでいくのか簡潔に説明いただければというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。協定書の内容につきましては行政報告で第1、第2ということで述べさせていただきましたし、全員協議会の中でも説明をさせていただきましたので、ちょっと割愛をさせていただきますと思いますが、今後、まだ予定ではありますけども12月の末近くにですね、最終的には県と町で協定を締結することになります。町につきましては、佐川町につきましては町議会、議員の皆様には御説明をさせていただいて、議員の皆様には御理解をいただいているという形を今踏んでいるところでもあります。

また、県につきましては県議会におきまして、説明をして県議会議員の皆様には理解をいただいた上で、最終的には年末に町と県で締結を行うという予定になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。スケジュール的なことは一定把握をさせていただきました。

この協定書の締結に向けまして、ぜひ、地元住民の方々にも説明

をしていただきたい。補足して説明していただきたいことについて質問をします。

地域振興策で長竹川改修についてであります。目標流量 100 立方メートルに設定された工事が計画をされております。これは全員協議会でも町長の回答にありましたけれども、日下川流域の床上浸水を床下浸水までに防ぐために過去の浸水被害から設定された目標流量であります。

地元説明会でその方にかかわりまして、下川議員もその点に質問をされ、県は降雨量は時間の経過とともに動いていくから大丈夫だという回答もされたのかと記憶もしているところであります。その場で私も設定降雨量を超えた過去の浸水被害を軽視した説明だということも指摘をさせていただきました。この目標流量につきまして、町長のほうも工事中にこの目標流量を超える浸水被害が起きても設定された目標流量は変わらないという御説明でもありました。

私は町が地域振興策を当初提起したときに長竹川の抜本的な改修ということを銘打って地域の住民の方々の要望をまとめてきておいでるというふうに私は捉えています。直近で予定されている地元説明会でこの設定目標について抜本的な改修ではないと、治水対策については下流域との関係で限界があるといったことを含めてですね、ぜひ住民の皆さんに説明をし、了解を求めていく責任があるのではないかと私は捉えていますけれども、町としての見解を求めたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。長竹川の流量につきまして、今、県のほうで再検討してくれております。県の地元説明会は2月に行われる予定になっております。

その2月の説明会で県から具体的な流量について説明があるかどうかは現時点で分かっておりませんが、いずれにしましても県のほうからいつか開催される地元説明会の中できちっと説明があるというふうに理解をしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ県の地元説明会も2月に計画をされてるってことでありますけれども、その中に先ほど言ったことがもしなかった場合には、ぜひ町長のほうから、町のほうから県のほうに指摘をしていただいて、説明を添えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

ども、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、回答させていただきます。私のほうから県にはしっかり再検討してほしいということを伝えてあります。もちろん地元の皆さん、住民の皆さんへ説明はされる話でありますので、されていないという状況がありましたら、私のほうからしっかり県に対して要請をしたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、確認書についてこの場で詳しく繰り返すことはしませんけども、項目 3 で地域住民の生命、身体、財産、及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策をこうずるとか、将来に渡り最終的な責任を負う。住民に被害が発生したときには責任をもって保障するというようなことが確認をされてあります。また、項目 5 では不安が払拭されていないことを重く受け止めて、必要に応じて随時町の求めに応じて情報を公開する。地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施すると確認された項目が記載をされているところであります。

また、連携会議要綱第 2 条には所掌事務として 6 項目あり、その 3 項目目に施設の整備及び運営にあたっての環境保全の対策等に関すること、5 項目には施設の整備にあたっての調査、設計及び建設工事等に関することとあります。連携会議は振興策だけについて協議する場ではないかと私は捉えています。ぜひ、県が提出する資料、データについて担当部署、庁議でもしっかり分析もしていただいてこれらの事項につきまして、ぜひ町民の声を受け止めるような機会も積極的につくっていただいて、連携会議に上げて県に対応を求めていくような体制をぜひつくっていただきたいなというふうに思っています。そのことを強くお願いしまして、この項目の質問を終わりたいというふうに思います。

4 番目の質問であります。新型コロナ感染対策であります。冒頭にも述べました。新型コロナ感染は 11 月に入り都市部から全国に広がり、全年齢層に拡大して、県内においても県内全域に広がっている状況であります。佐川町におきましても病院や介護施設、それから学校等含めて、いつクラスターが起こるのか分からない状況におかれてるんじゃないかというふうに思います。

そしてまた、インフルエンザや風邪が流行する時期にはいってまいります。こういう状況の中で、いつ町内で発生するかわからない。町内の保育園、小中学校、介護施設等、病院も含めてでありますけれども、どのように感染者の発生リスクを想定して、それに向けてどんな対策を検討されているのか、もし検討されていることがあれば説明をいただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、健康福祉課の所管としては介護事業所、あるいは障害者の事業所、そして保育所、という施設がございます。この施設、それぞれの施設におきましては、まず日常の対応といたしまして検温、それからアルコール消毒、換気、手洗い、マスクの着用等、常に感染防止対策、これらを徹底していただいております。

また、職員や利用者等が新型コロナの陽性者となった場合、あるいは濃厚接触者となった場合を想定いたしまして、職員、利用者の安全確保策、それから事業休止に伴う利用者の調整等、各施設の責任者においてリスク管理を行っていただいております。

実際には各施設で感染者等が発生した場合は、厚生労働省からそれぞれ出されております指針に基づきまして、感染状況に応じまして高知県のこちらでいきますと中央西福祉保健所これの指導や助言により対応するように決められております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

町内の小中学校における感染者発生リスクについてお答えいたします。これは3つの密、密閉、密集、密接や大声を出すことによってリスクが高まると考えております。

リスクを軽減するために小中学校においては、窓をあけて換気をし、学校行事の際に人数を制限する。それから自己申告書を提出していただく。運動会などの際に大声による応援の自粛を呼びかける。当日参加者数を事前に把握する。マスク着用を推奨する。手足の消毒をする。非接触型体温計による検温を朝、登校時、それから部活動前などに実施する。ソーシャルディスタンスをとる。それから児童生徒が接触する場所を消毒するというようなことを保護者の理解、協力を得ながら実施をしてしております。

また、特にリスクが高くなるとされる修学旅行の実施につきましては当初予定しておりました時期を変更する。それから四国外から

県内、四国内に変更するなど、行き先も感染者発生の傾向がある場所を避け、日程も日帰りに変更するなど短縮をして実施しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

最後の質問をします。今、高校関係でも感染者が発生して対応が休校になっている報道もありますけども、もし学校の中で感染者が発生した場合、子供、職員含めてどんなシステムで対応されていくか御説明いただければと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。町内の学校には統一されました危機管理のマニュアルがございます、それに従って実施をしていきます。

もちろん休校ということもありますし、保護者への連絡とかの手順を踏みながら休校措置をして、消毒を徹底するとかいうようなことを保健所等の御支援もいただきながら実施をしていくということになります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。町内におきましても、いつ感染が発生するかわからない状況の中で日々行わなければならないわけですが、これまで相談窓口は県の相談センターが窓口になって、そこに集中するようなシステムだったんですけども、この時点で役場や高北病院において町民向けの相談窓口の設置はしないのかどうか。

ホームページをみますと、11月、佐川町のホームページで11月13日付で更新した重要なお知らせというところで開いてみましたら、新型コロナウイルスに関するお知らせで、相談窓口は2月20日付のもののままでありました。大変お忙しい中、ホームページの改訂が追いついてないのかなとも思いながら、また、新型コロナウイルス感染協力医療機関の案内につきましても、佐川町のホームページでは9月20日のままでありました。県のホームページは11月27日段階で、高北病院の電話予約による受診も伝えているところであります。

ぜひ、この町民向けのこの状況の中で、もし何かあったときには町内で相談窓口が開設をして対応するべきじゃないかと思うんですけども、何か検討されることがあれば教えていただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。高北病院の対応につきましても、私のほうからあわせてお話をさせていただきます。

まず、この新型コロナに対応する相談の窓口でございますけれども、高知県内におきましては中核市であります高知市以外の市町村においては、県民の新型コロナ感染症に関する相談というものは発熱等に関しては、県が設置しております新型コロナウイルス健康相談センターで。また、コロナに関係しての心のケアに関する相談については県立精神保健福祉センター、こちらのほうでさまざまな相談に対応するための専門職を置いて一括して受付をしております。

で、現時点でも佐川町においては役場とあと高北病院には相談窓口を設置はしておりませんし、今後におきましても県のほうで一括して対応していただくということにしております。

ただ、高北病院におきましては、新型コロナウイルスの感染症の検査協力医療機関になっております。このコロナの症状、発熱あるいは呼吸器症状、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐などそういった症状がある方については高北病院に必ず電話予約をして受診していただくということになっております。

それから、ホームページのお話もございましたので、合わせてちょっとお答えをさせていただきたいと思うんですけれども、町のホームページにおいてはこのコロナの相談窓口に関して、健康福祉課が更新をしております記事で、2月20日のままの状態となっております。相談窓口に関するもの。これについて、情報の内容についてはページを入れていただきましたら、高知県のホームページにつながっておりまして、最新の内容が確認できるようになってはおりますけれども、議員の通告、これを受けまして、再度、健康福祉課で見てですね、ホームページの記事の内容を整理しております。現在は12月1日付で記事が更新をされております。

で、あと、コロナの感染協力機関、これについてもホームページは9月11日付ということになっております。これについても県のホームページのほうに入って閲覧をできるようになっておりますので、それぞれ見ていただいたときには最新の内容をご確認いただけるというものになっております。これについては記事の内容を変更するところがございませんでしたので、現在についても9月11日付というふうな形にはなっています。

合わせて高北病院についてもですね、12月1日付で高北病院のホ

ームページ、これで感染症の症状の方の高北病院への電話予約の受診、これを掲載をいたしております。また、町の広報でも10月号で詳細について町民の方々へ周知をしているところでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

役場のほうの担当は県につないでいくと。高北病院が検査協力機関として機能しているということですが、もし、町内でクラスターが発生したとき等含めて、その感染検査協力医療機関としての高北病院のPCRの検査、あるいは抗体検査等を含めてですね、1日どれぐらいの検体に対応できる体制にあるのか教えていただければと思います。

病院副管理者兼病院事務局長（渡辺公平君）

はい、お答えいたします。高北病院ではPCR検査を1日に20件まで、抗原検査は1日に15件まで対応可能でございます。

なお、抗体検査は行っておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。町民の皆さんがいつどこで感染するかわからない不安の中でこの年末年始を迎えていくことになります。ぜひ、一人一人の町民の皆さんが安心して新しい年を迎えることができるように、相談窓口もぜひ、町のほうで独自に設定するようなことも検討していただきたいという願いを強く述べまして、この質問については終わりたいと思います。

最後に、5つ目の質問でありますけども、これは簡単なことでございます。昨年、9月議会で町内にできました集落活動センターを選挙が開始されたときに個人演説会に利用できるようにしてほしいということをお願いをしていたところであります。検討して今年の3月議会では年内に結論を出したいという答弁もいただいているところでございます。結論がでていましたら説明をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。4カ所の集落活動センターは指定管理していただいている団体の方と、各団体の方とお話をいたしまして、全ての集落活動センターが個人演説会場として利用することに同意をするというお返事をいただきました。そのお返事を受けまして、今月の1日の町の選挙管理委員会におきまして、4つの集落活動センタ

一、この全てを個人演説会場として、佐川町選挙管理委員会が認めた公営施設のほうに指定のほういたしました。

合わせまして、高知県選挙管理委員会に報告いたしまして、県より後日、告示されることということになっております。このことから町内4カ所の集落活動センターは次に選挙があった場合に個人演説会場として利用していただくということができるということになりました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。本当に地域の拠点として活動が広がっているこの集落活動センターでも、いつ選挙等があっても個人演説会場として利用できる道が開けたかと思います。本当にありがとうございます。

これから年末に向かいまして新たな感染拡大の危機を迎えているわけですが、こうした中で改めて職員の皆さん、家族やご自身の時間も少なくなることも予測されるかと思います。どうぞ、職員の皆さんご自愛いただきまして、町民の皆様の幸せのために仕事に励んでいただきたいことをお願いしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は8日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時20分